

都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業

— 第二次 国分寺市農業振興計画 —



平成18年3月

国分寺市

都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業 をめざして

— 第二次 国分寺市農業振興計画 —

平成7年3月、「都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業」をめざして「国分寺市農業振興計画」を策定いたしました。その後10年を経て、都市農業の魅力・存在意義はますます重要性を増しております。



身近な農地から供給される農畜産物は、生産者の顔が見え何より新鮮で安心です。また、市内面積の16%を占める農地は、生産基盤であると同時に、貴重な緑地・防災空間として良好な都市環境の形成に大きな役割を果たしております。さらに、都市の農業は市民との深い理解と結びつきが重要であるという立場から、市民とのふれあい農業施策を進めてまいりました。市民農業大学、援農ボランティア制度は全国に誇れる代表的な施策で、これまでに600名近い方が市民農業大学を卒業され、毎年100名近い方が援農ボランティアとして市内農家を支えています。一方、農業者の高齢化、後継者不足、相続等に伴う農地の減少、宅地化との共存等、大きな課題に直面しています。

こうした、10年の到達点をふまえつつ、国分寺農業のさらなる発展を目指して、認定農業者制度を基軸とした農業経営の強化、農地保全のしくみ、ふれあい農業のさらなる進化の方向を明らかにするために「第二次 国分寺市農業振興計画」を策定いたしました。

今後10年間、都市農業がもつ魅力・可能性を存分に発揮することができるよう、市民・農業者・行政がしっかりと手を結び、本計画を進めていきたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたりまして策定委員会委員をはじめ多くの方々にご尽力いただきました。厚く御礼申し上げます。

平成18年（2006年）3月

国分寺市長 星野 信夫

第二次国分寺市農業振興計画 目次

序章 計画の目的と位置づけ	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の構成内容	
第1章 国分寺農業の現状と課題	3
1-1 国分寺農業の現状	
1-2 農業施策の実績と評価	
1-3 国分寺農業の今後の課題	
第2章 国分寺市農業基本構想	19
2-1 国分寺農業の基本目標・基本方針	
2-2 農業経営確立のための将来指標	
2-3 農業経営の展開	
(1) 持続的・安定的な農業経営の確立	
(2) 経営改善に向けた取組	
(3) 営農類型と経営モデル	
第3章 農業振興の基本計画	28
3-1 基本構想実現のための施策体系	
3-2 農業振興施策の推進	
(1) 国分寺農業をリードする農業経営者を育成する	
(2) 国分寺産農畜産物を買う、食べる場を創出する	
(3) 食と農を結びつけ地域農業への理解を広げる	
(4) 生産基盤である農地を保全し市民共有の財産として活かす	
(5) 農とふれあうまち・国分寺を進化させる	
3-3 計画の実現に向けて	
(資料編)	42
資料-1 国分寺市農業振興計画策定委員会について	
資料-2 計画策定までの経過	

序章 計画の目的と位置づけ

(1) 計画の目的

① 計画策定の目的

本計画は平成7年3月に策定した「国分寺市農業振興計画」を改定するものであり、この10カ年において都市農業の優位性を活かし国分寺農業が取り組んできた直売経営の普及、市民農業大学事業、援農ボランティア事業など、これまでの農業施策を評価するとともに、今後の新たな10カ年における主要課題に重点的に対処していくため、重点施策及びアクションプランを位置づけ、これを着実に推進していくことを目指すものである。

国では、「食料・農業・農村基本法*」(平成11年)において、生産地と消費地の近接性を生かし、都市住民のニーズに応える都市農業振興の必要性が新たに位置づけられた。また、「循環型社会基本法*」や「食育基本法*」など関連法制度の推進とあいまって、従来にも増して環境・健康・安全といったキーワードのもとに、地域社会に根ざした農業生産・消費を推進していくことが求められている。また、農のある豊かなまちづくりを地域住民とともに支え発展させていくため、これまで以上に参加・関心のすそ野を広げていくことが重要になっている。

このような都市農業を取り巻く時代の変化を受けて本計画は、国分寺市農業の継承・発展に向けた主要課題を抽出し重点的に取り組むこと、同時に市民・消費者における地域農業への関心を高め、農業とのふれあいを通じた豊かな地域社会の形成を目指していくことを目的として策定する。

② 計画の期間

本計画が示す施策を推進し目標を達成する時期を平成27年度(2015年度)までの10カ年と設定する。

なお、平成22年度(2010年度)を目途に、それまでの施策の進捗状況を踏まえ、本計画の内容について必要な見直しを行う。

(2) 計画の構成内容

① 基本構想

「国分寺市農業基本構想」(本計画第2章)は、今後10カ年における国分寺農業の振興のために達成すべき目標像及び目標指標を設定したものである。目標設定は農業振興の根幹である農業経営の効率的・安定的な推進について目指すべき内容を提示している。

なお、同章は「農業経営基盤強化促進法*」に基づく農業基本構想(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)としての性格もあわせ持ち、国分寺農業の経営モデルと経営改善に向けた取組などを提示している。認定農業者制度に基づく農業経営改善計画の認定・支援にあたってはこの基本構想が示す内容に即して推進していくものとする。

②基本計画

「農業振興の基本計画」（本計画第3章）は、基本構想が示す目標像の達成のための施策展開について設定したものである。

■主要施策

持続的・安定的な農業経営の確立及び都市農業の特性を生かした市民・消費者との連携・協働に係る主要施策を提示している。

■重点施策

主要施策を総合的・効果的に展開し、本計画が目指す今後10カ年の計画期間において、国分寺農業が直面する主要課題に的確に対処し目標像の達成に資するため、重点施策を設定しその実施の目的と方針を提示している。

■実施計画

重点施策の推進にあたって、計画前期5カ年の実施計画及び計画目標年次である平成27年度において目指す達成状況について設定し、重点施策を具体化するための手順とともに施策推進の各主体について役割分担を提示している。

【用語解説】

- *食料・農業・農村基本法 ……食料、農業及び農村に関する施策を総合的・計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、平成11年に施行された法律。食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等について新たな方向性が示された。
- *循環型社会基本法 ……廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成12年に施行された法律。この法律を基本的枠組みとして食品リサイクル法(外食産業など食品関連産業から排出される生ゴミや残飯などの食品廃棄物について飼料や肥料などの再資源化を義務づけ)など個別のリサイクル法を制定している。
- *食育基本法 ……近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むために、食育に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成17年に施行された法律。
- *農業経営基盤強化促進法 ……効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化などを促進するための措置を総合的に講ずることを目的として制定された法律。

第1章 国分寺農業の現状と課題

1-1 国分寺農業の現状と推移

都市農業を取り巻く時代の変化を受け、農業の継承・発展に向けた課題を明らかにするため、国分寺農業の現状と推移について整理する。

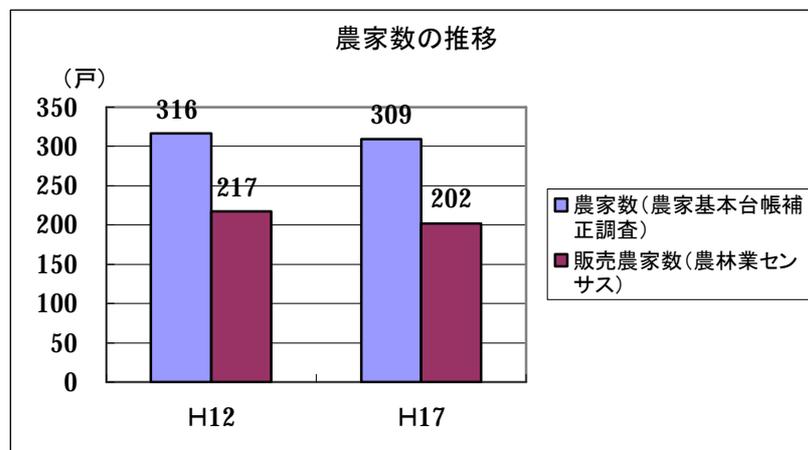
整理にあたっては、都市農業の特性と国分寺農業のこれまでの取組を踏まえ、農業経営、生産・流通、地域消費、農地保全、体験・交流の5つの項目について統計資料や意識調査の結果をまとめる。

①農業経営に関する現状

①- (1) 農家数、農業従事者数

■農家数の推移

- 農家数（農家基本台帳補正調査による）は、平成12年の316戸から7戸減少し、平成17年現在309戸となっている。また、販売農家*数（農林業センサス*による）は平成12年の217戸から15戸減少し、平成17年現在202戸となっている。

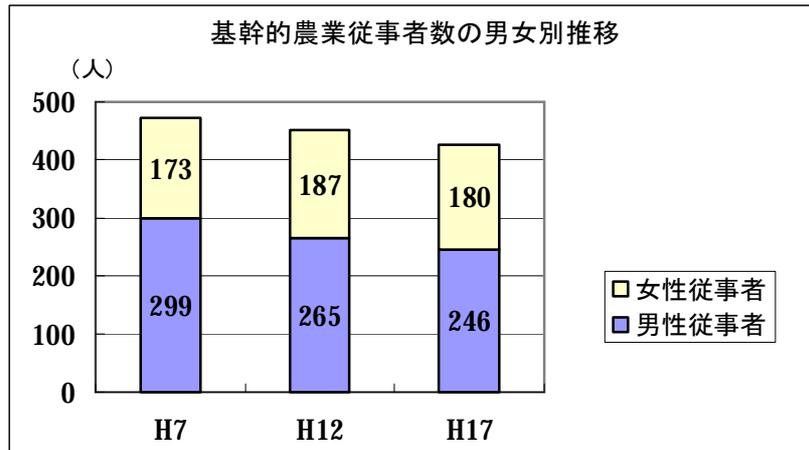


*販売農家・・・経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額50万円以上の農家。

*農林業センサス・・・わが国農業の基本構造の現状とその動向を明らかにし、農林行政の推進に必要な基礎的・総合的な統計を作成することを目的として実施するもの。10年ごとに世界農林業センサスとして、また、その中間年次にわが国独自の立場で農業センサスとして実施している。

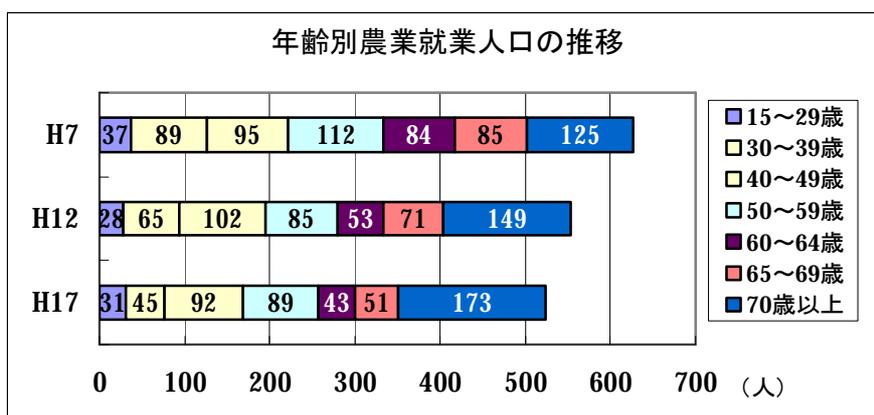
■農業従事者数の男女別推移

- ・ 基幹的農業従事者*数（農林業センサスによる）は、平成7年の472人から20人減少し、平成12年現在452人となっている。
- ・ 基幹的農業従事者数の平成7～17年の推移を男女別にみると、男性従事者は299人から246人へと約18%減少している。一方、女性従事者比率が上昇し、半数近くになってきており、女性の役割が大きくなっているものと考えられる。



■農業就業人口の年齢別推移

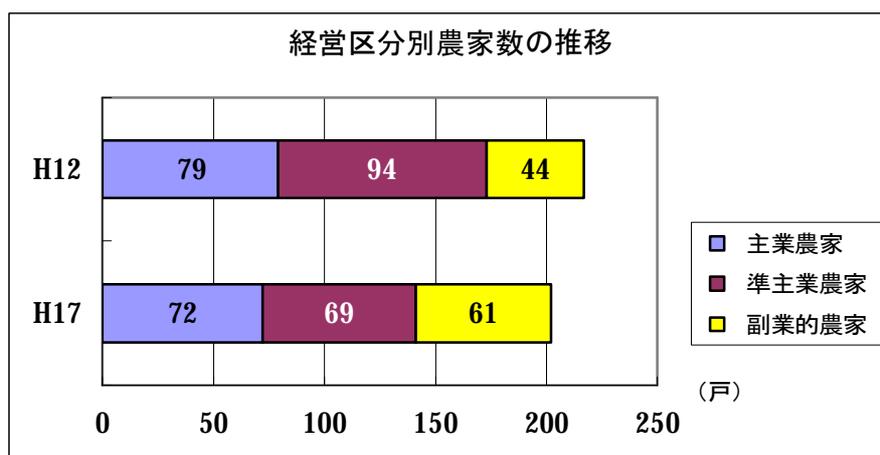
- ・ 基幹的農業就業人口（販売農家）（「多摩の農業統計」による）は、平成7年の627人から103人減少し、平成17年現在524人となっている。
- ・ 基幹的農業就業人口（販売農家）の平成7～12年の推移を年齢別にみると、70歳以上の農業就業人口は125人から173人へと約38%増加しており、高齢者の担い手によって農業が支えられている傾向が強まっている。



* 基幹的農業従事者・・・自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が仕事の主の者。

■経営区分別農家数の推移

- ・ 経営区分別農家数（販売農家）について平成12～17年の推移をみると、主業農家*は79戸から72戸へと約9%減少し、準主業農家*も94戸から69戸へと約27%減少している。
- ・ 一方、副業的農家*は平成12～17年で44人から61人へと約39%増加しており、農業従事者の高齢化などの要因によって副業的農家への移行が進んでいるものと考えられる。

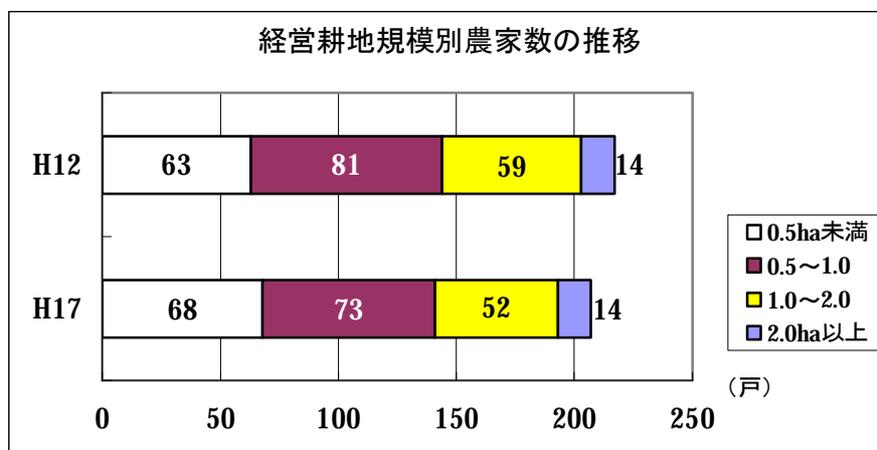


*主業農家・・・農業所得が主で農業従事日数が60日以上の子帯員(65歳未満)がいる農家。
 *準主業農家・・・農外所得が主で農業従事日数が60日以上の子帯員(65歳未満)がいる農家。
 *副業的農家・・・農業従事日数が60日以上の子帯員(65歳未満)がない農家。

①－(2) 経営耕地面積、作付面積

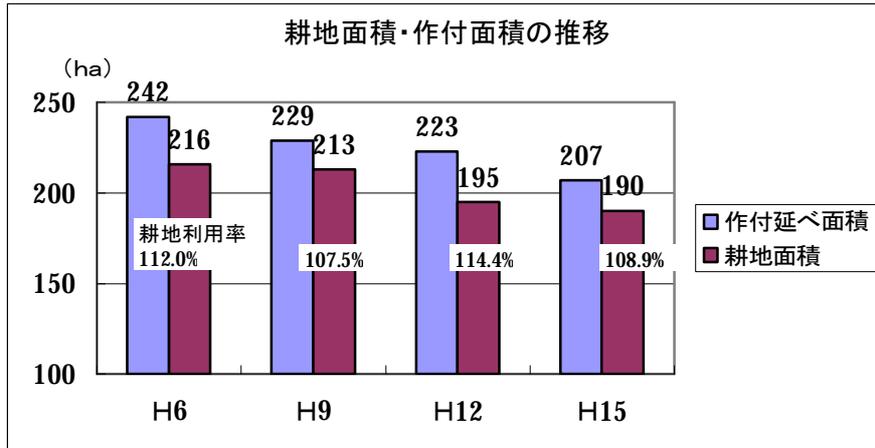
■経営耕地規模別農家数の推移

- ・ 経営耕地規模別農家数（販売農家）について平成12～17年の推移をみると、耕地規模2.0ha以上の農家数は14戸のまま存続しているものの、1.0～2.0haの農家数は59戸から52戸へと約12%減少し、0.5～1.0haの農家数も81戸から73戸へと約10%減少している。
- ・ 一方、耕地規模0.5ha未満の農家数は平成12～17年で63戸から68戸へと約8%増加しており、経営規模の見直しなどの要因によって耕地規模の縮小化が進んでいるものと考えられる。



■耕地種類別経営耕地面積の推移

- ・ 耕地種類別の経営耕地面積（「多摩の農業統計」による）は、平成6年の216haから26ha減少し、平成15年現在190haとなっている。
- ・ これに伴って、作付延べ面積は平成6年の242haから平成15年の207haへと減少を続けているが、耕地面積に対する作付延べ面積の割合（耕地利用率*）はおおむね110%前後で推移している。

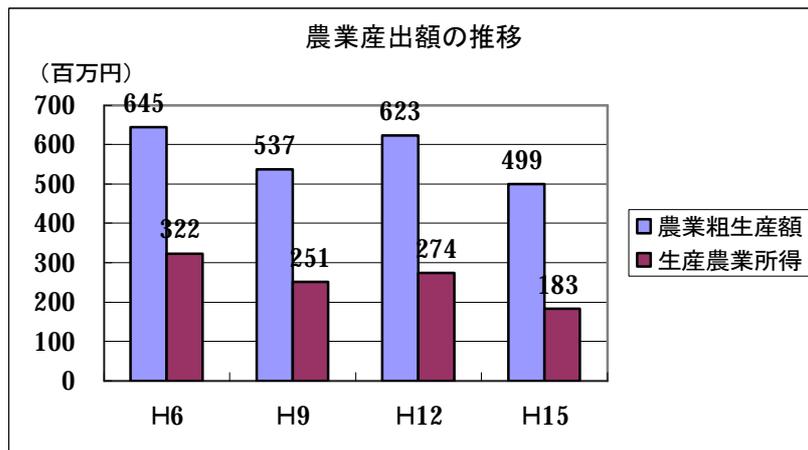


* 耕地利用率・・・ $\text{耕地利用率}(\%) = \text{作付延べ面積}(\text{ha}) / \text{耕地面積}(\text{ha}) \times 100\%$

①－(3) 農業産出額、生産農業所得

■農業産出額の推移

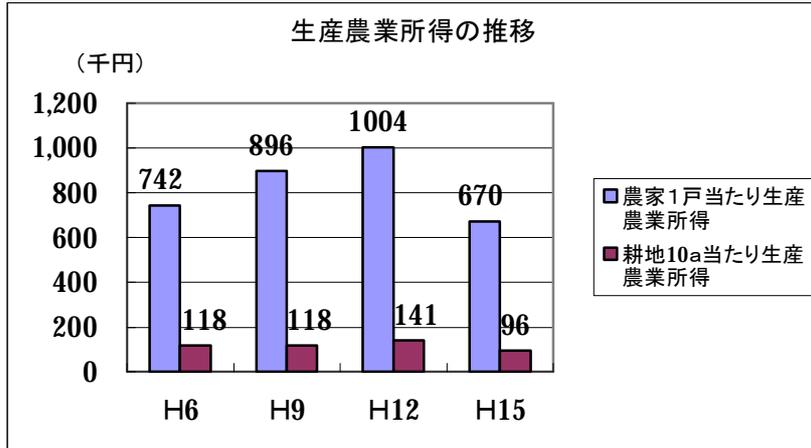
- ・ 農業産出額について平成6～15年の推移（「多摩の農業統計」による）をみると、農業粗生産額は5～6億円程度、生産農業所得は2～3億円程度で推移している。
- ・ 平成15年は過年度の推移からみて若干落ち込んでいる。



* 経営耕地面積・・・農業経営体が経営する耕地の面積で、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借りている耕地(借入耕地)を加えたもの。
 * 作付面積・・・非永年性作物をは種または植付けし、発芽または定着した作物による利用面積。
 * 農業産出額・・・1年間に生産された品目別農産物の総量から種及び飼料などの中間生産物を控除した品目別生産数量に農家の販売価格(庭先価格)を乗じて産出した金額。
 * 農業粗生産額・・・農家が農業生産によって得た農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額。
 * 生産農業所得・・・農業生産活動の成果として農家が得た報酬であり、農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)から農業経営費(農業粗収益をあげるために要した一切の経費)を除いた額。

■生産農業所得の推移

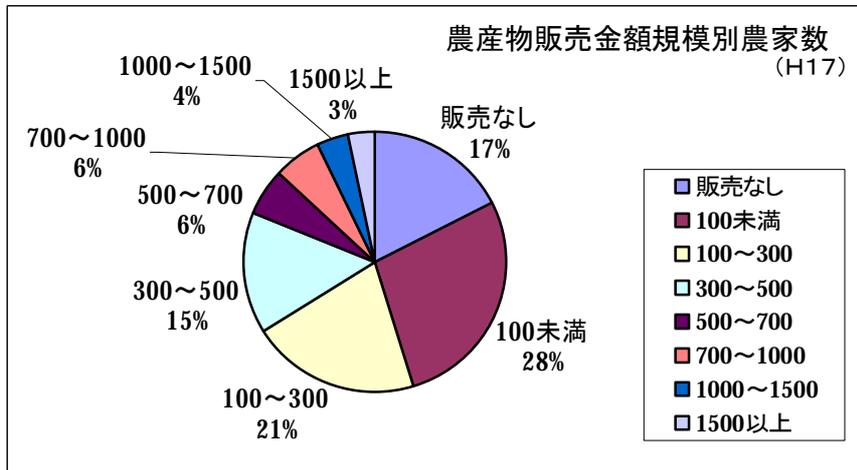
- 生産農業所得について平成6～15年の推移（「多摩の農業統計」による）をみると、農家1戸当たりの生産農業所得は順調に伸びて平成12年には100万円を越えたが、平成15年には落ち込み、農家1戸当たり67万円にとどまっている。
- 耕地10a当たり生産農業所得は平成12年にかけて12～14万円程度で推移してきたが、平成15年には落ち込み、10a当たり10万円を割っている。



■農産物販売金額規模別の農家数

- 平成17年における農産物販売金額規模別の農家数（農林業センサスによる）をみると、販売なしの農家を含め300万円未満の農家が137戸で全体の約66%を占めている。
- 一方、販売金額300万円以上を確保している農家は70戸あり、そのうち500万円までが31戸（約15%）、1,000万円までが24戸（約12%）、1,000万円以上が15戸（約7%）となっている。

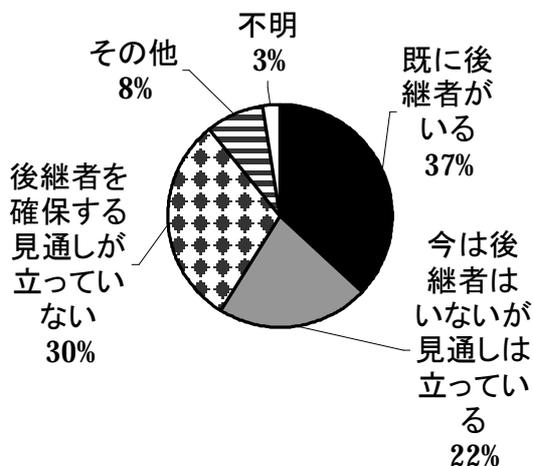
	単位:万円							
農産物販売金額規模別農家数	販売なし	100未満	100～300	300～500	500～700	700～1000	1000～1500	1500以上
	36	58	43	31	12	12	8	7



①-④ 農業経営の意欲

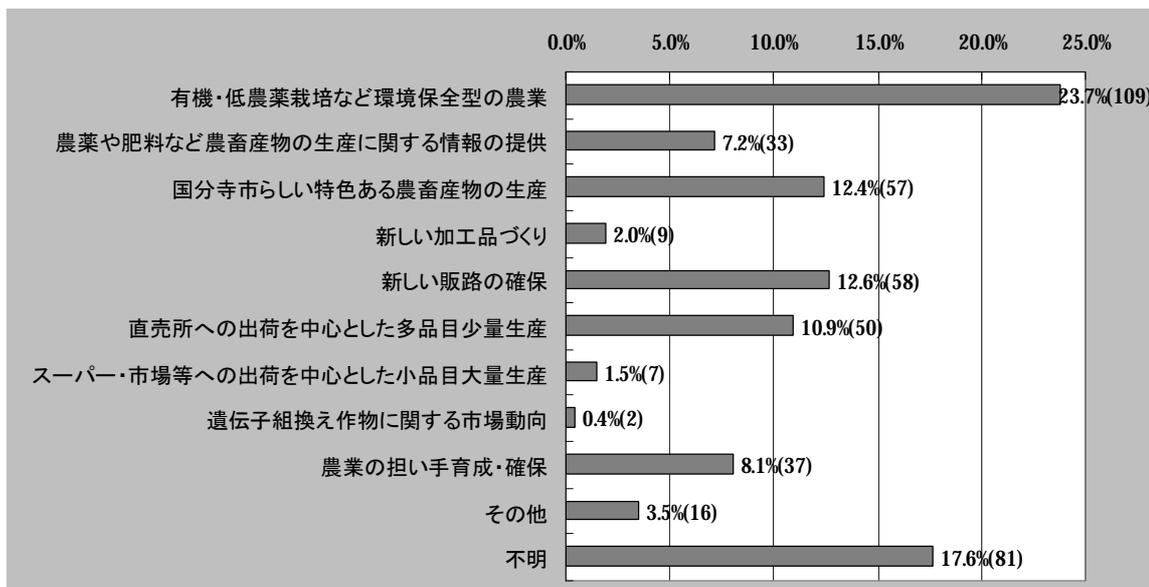
■後継者の有無

- 後継者の有無については、「既に後継者がいる」農家が37%、「今は後継者がいないが見通しは立っている」農家が22%、あわせて全体の約6割の農家で後継者が確保される見通しである。
(平成16年度農業者アンケート、回答者母数268)



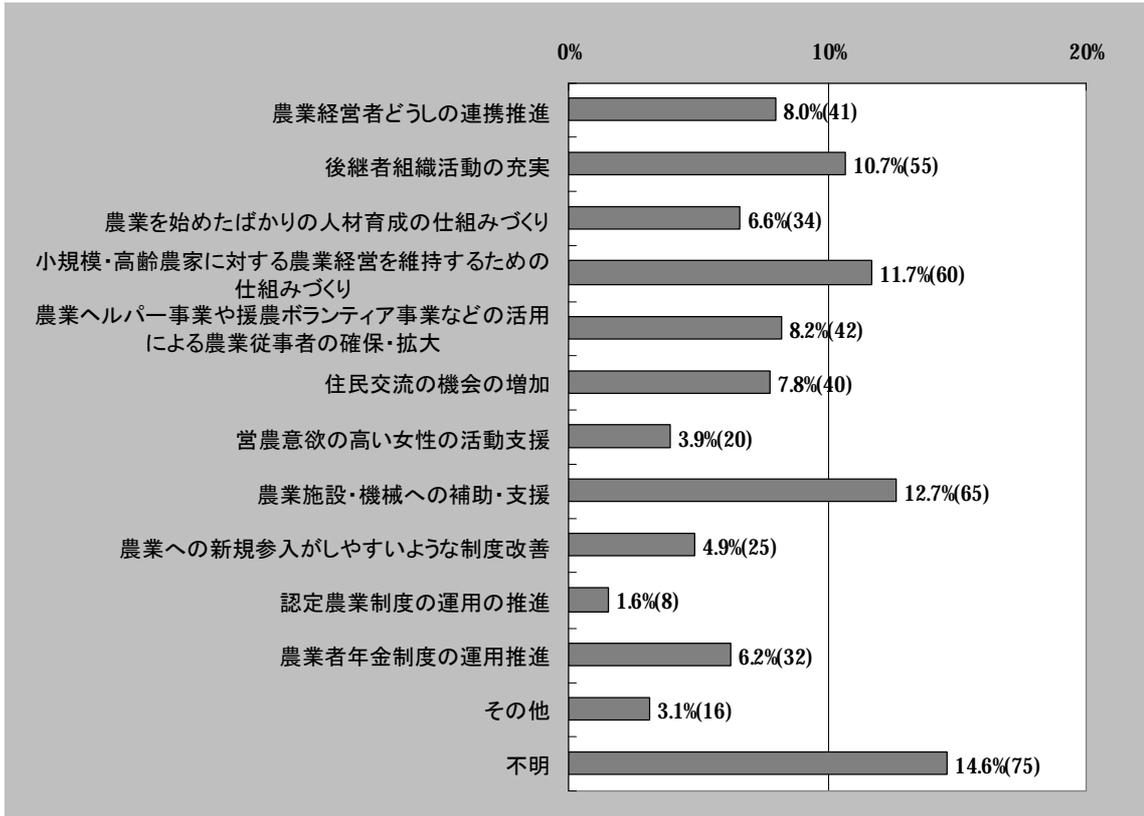
■農業経営上、重視すること

- 「有機・低農薬栽培など環境保全型の農業」を重視する農家が最も多く24%を占めている。次いで「新しい販路の確保」(12.6%)、「国分寺らしい特色ある農畜産物の生産」(12.4%)となっている。「直売所への出荷を中心とした多品目少量生産」(10.9%)を重視する農家も比較的多い。(平成16年度農業者アンケート、回答者母数268)



■担い手育成・確保に必要なこと

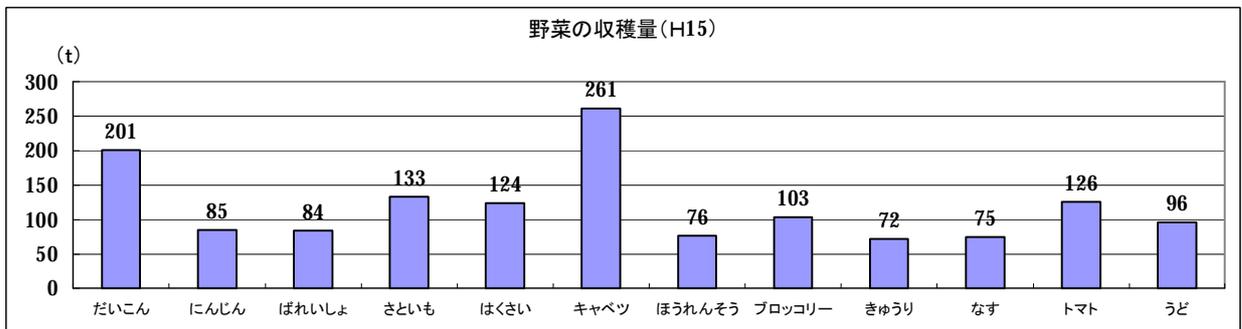
- 「農業施設・機械への補助・支援を図る」(12.7%)、「農業経営を維持する仕組みづくり」(11.7%)
「後継者組織の活動の充実」(10.7%)の順に多くなっている。(平成16年度農業者アンケート、
回答者母数268)



②生産・流通に関する現状

■農産物収穫量

- 平成15年の農産物収穫量（野菜上位12品目）（「多摩の農業統計」による）の状況を見ると、キャベツ（261 t）が最も多く、次いで、だいこん（201 t）、さといも（133 t）、トマト（126 t）、はくさい（124 t）の順となっている。
- 植木の生産量（平成15年）については、鉢もの類が約124,000鉢、花壇用苗もの類が537,000本となっている。



■市民が知っている国分寺の特産物

- 市民が知っている国分寺の特産物としては、「うど」と回答した人が最も多く、次いで「ブルーベリー」「ブロッコリー」が多くなっている。(平成16年度市民アンケート、回答者母数149)

品目	回答者数	品目	回答者数
うど	78	ジャガイモ	3
ブルーベリー	17	トウモロコシ	2
ブロッコリー	11	モロヘイヤ	2
コマツナ	9	花	2
ナス	9	柿	1
ダイコン	8	カボチャ	1
トマト	8	クリ	1
植木	8	スナックえんどう	1
サトイモ	7	タケノコ	1
TOKYO-X豚	7	ナシ	1
ネギ(タマネギを含む)	7	ニンジン	1
ハウレンソウ	6	ハクサイ	1
キュウイ	4	ピーマン	1
キュウリ	4	ブドウ	1
エダマメ	3	豚肉	1
キャベツ	3		

■農産物の出荷方法

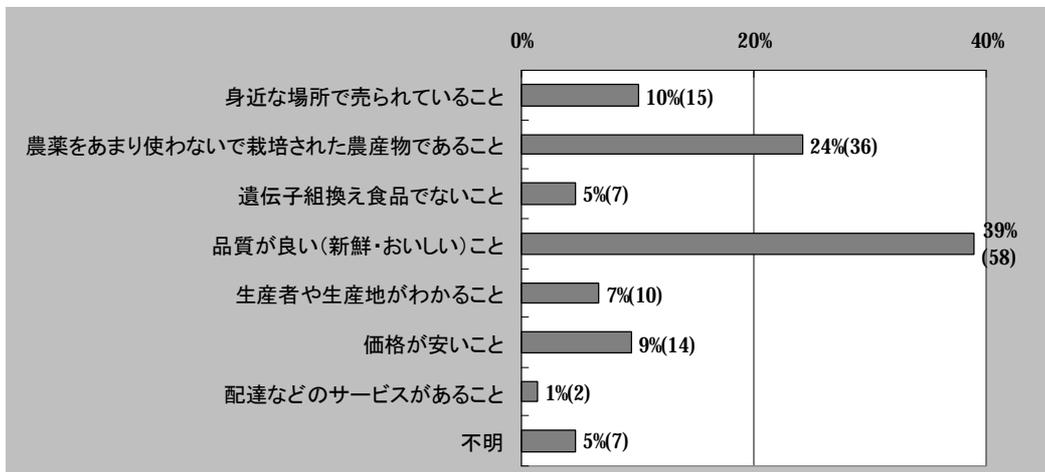
- 出荷方法としては、野菜・花き・植木・果樹類すべてにおいて「直売施設への出荷」「市場への直接出荷」を行う農家が多い。また、野菜に関しては「販売はしていない」農家も多い。(平成16年度農業者アンケート、回答者母数268)

	野菜	花卉	植木	果樹類
直売施設への出荷	52	9	22	16
市場への直接出荷	24	14	29	12
農協からの共同出荷	5	-	3	-
生協への契約販売	3	-	2	-
学校給食への直接販売	6	-	-	2
インターネット等による産地直送	-	1	2	-
スーパー等への契約販売	8	-	1	1
販売はしていない(家庭内で消費)	47	3	11	10
その他	1	-	12	4
不明	20	5	36	12

③地域消費に関する現状

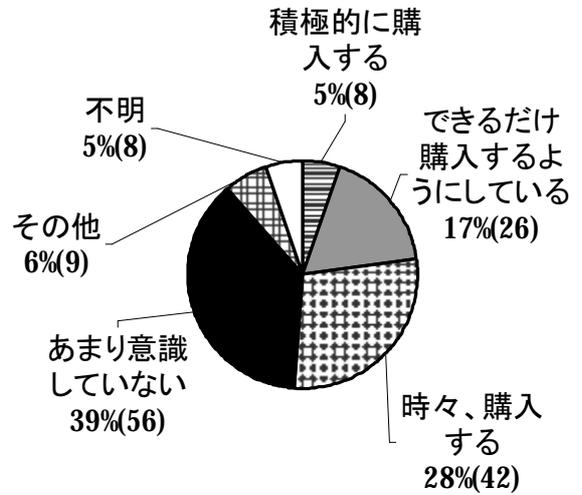
■農畜産物を購入する際に重視すること

- 「品質が良い(新鮮・おいしい)こと」を重視する消費者が最も多く39%を占めている。次いで「農薬をあまり使わないで栽培された農産物であること」(24%)となっている。(平成16年度市民アンケート、回答者母数149)



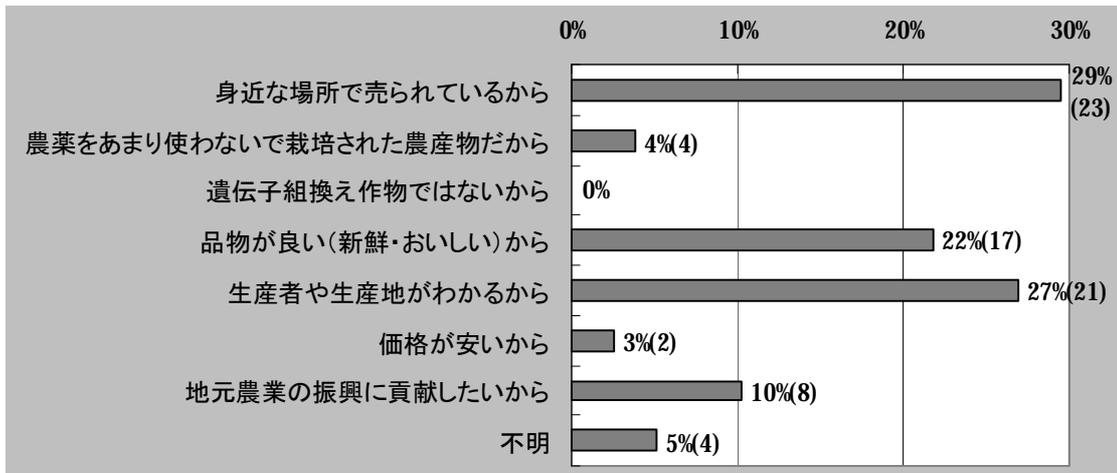
■国分寺産農畜産物の購入意識

- ・ 国分寺産農畜産物を「積極的に購入する」(5%)、「できるだけ購入するようにしている」(17%)をあわせ、全体の2割の消費者が意識的に購入している。
- ・ 「時々、購入する」(28%) もあわせると全体の半数の消費者が国分寺産の農畜産物を購入している。
- ・ 国分寺産農畜産物について「あまり意識していない」消費者が39%を占めている。(平成16年度市民アンケート、回答者母数149)



■国分寺産農畜産物を購入する理由

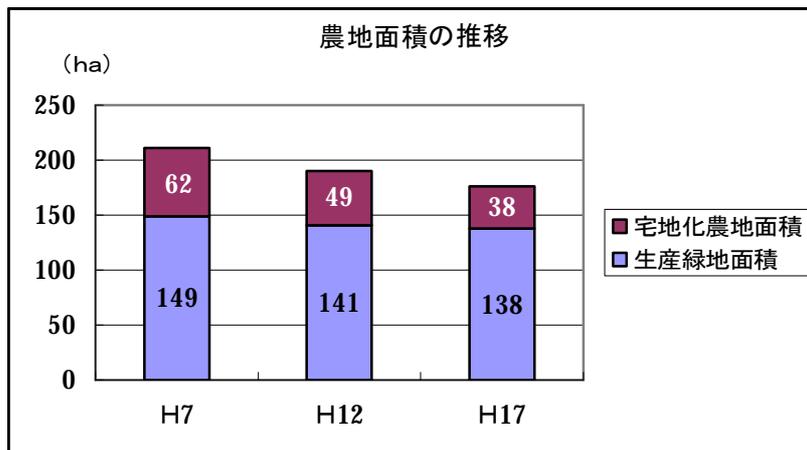
- ・ 国分寺産農畜産物を購入する消費者が購入する理由としては、「身近な場所で売られているから」が最も多く29%を占めている。次いで「生産者や産地がわかるから」(27%)、「品物が良い(新鮮・おいしい)から」(22%)となっている。(平成16年度市民アンケート、回答者母数149)



④農地保全に関する現状

■農地面積の推移

- ・ 農地面積について平成7～17年の推移（国分寺資料による）をみると、平成7年の211haから35ha（約17%）減少し、平成17年現在176haとなっている。相続発生により減少傾向が続いている。
- ・ 生産緑地は、平成7年の149.32haから13.28ha（約8.9%）減少し、平成18年1月1日現在136.04haとなっている。平成16年に36件、約4.1ha、平成17年に6件、約0.5haの生産緑地追加指定を行った結果、減少傾向に一定の歯止めをかけた。



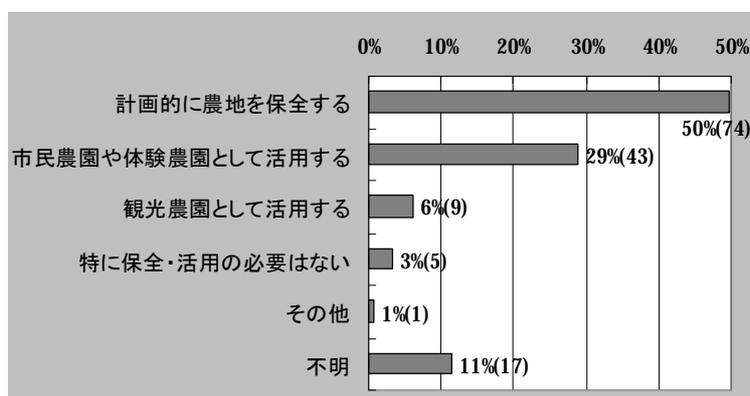
■国分寺市内の農地面積の変遷

年(平成)	生産緑地 地区	前年比	宅地化 農地	前年比	農地合計	前年比
5	150.62	—	70.77	—	221.39	—
6	150.35	-0.27	65.07	-5.70	215.42	-5.97
7	149.32	-1.03	61.87	-3.20	211.19	-4.23
8	148.52	-0.80	55.44	-6.43	203.96	-7.23
9	147.44	-1.08	52.69	-2.75	200.13	-3.83
10	144.29	-3.15	52.29	-0.40	196.58	-3.55
11	143.30	-0.99	49.93	-2.36	193.23	-3.35
12	141.45	-1.85	48.27	-1.66	189.72	-3.51
13	139.07	-2.38	46.83	-1.44	185.90	-3.82
14	137.36	-1.71	44.57	-2.26	181.93	-3.97
15	135.64	-1.72	43.98	-0.59	179.62	-2.31
16	138.88	3.24	38.06	-5.92	176.94	-2.68
17	137.95	-0.93	38.38	0.32	176.33	-0.61

国分寺市資料より

■農地の保全・活用のあり方

- ・ 農地の保全・活用のあり方として、市民の50%が「計画的に農地を保全する」ことを求めている。また、「市民農園や体験農園として活用する」ことを求める市民も29%いる。（平成16年市民アンケート、回答者母数149）

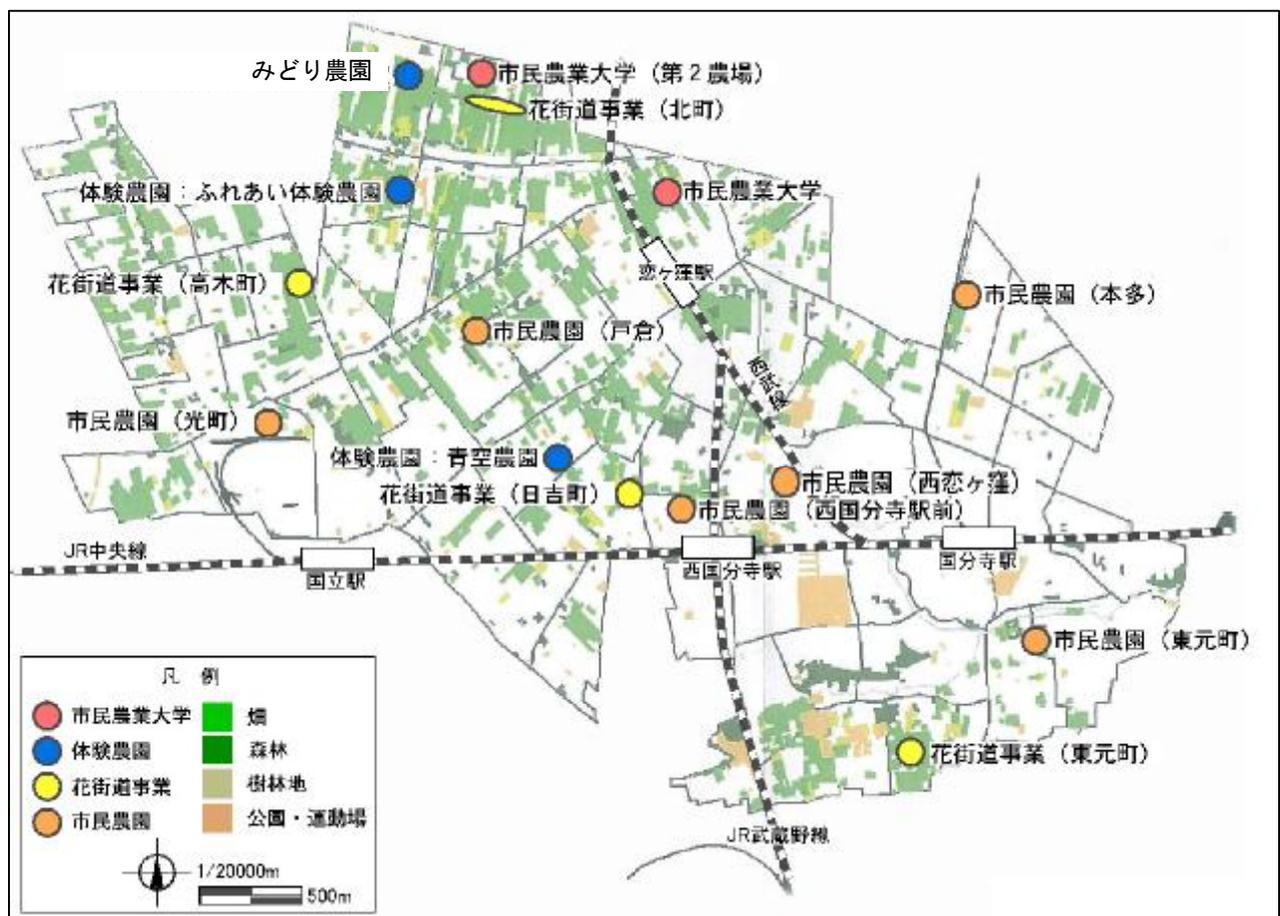


⑤体験・交流に関する現状

⑤- (1) 市民農園と体験農園

■市民農園と体験農園の整備

- 市民農園は、平成8年度に国分寺市市民農園条例を施行以来、平成17年現在、6農園（506区画、13,220㎡）が開設されている。
- 体験農園は、平成15、16、17年の各年度に1箇所ずつ、計3農園が開設されている。農業者が農園を経営し、利用者は直接農業者と契約のうえ農業者の指導のもとに農業体験を行っている。



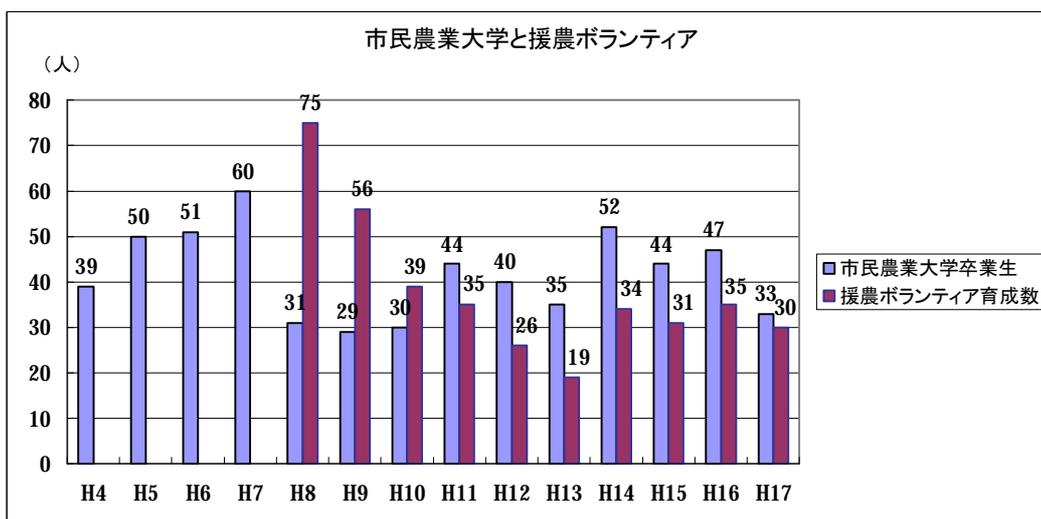
■学童農園の推進

- 市立第6小学校と第8小学校で学童農園を実施しており、第6小学校はJ A青壮年部が支援している。農作業にとどまらず楽しみながら環境について学習している。農園で栽培した野菜を授業や給食に利用している。

⑤- (2) 市民農業大学と援農ボランティア

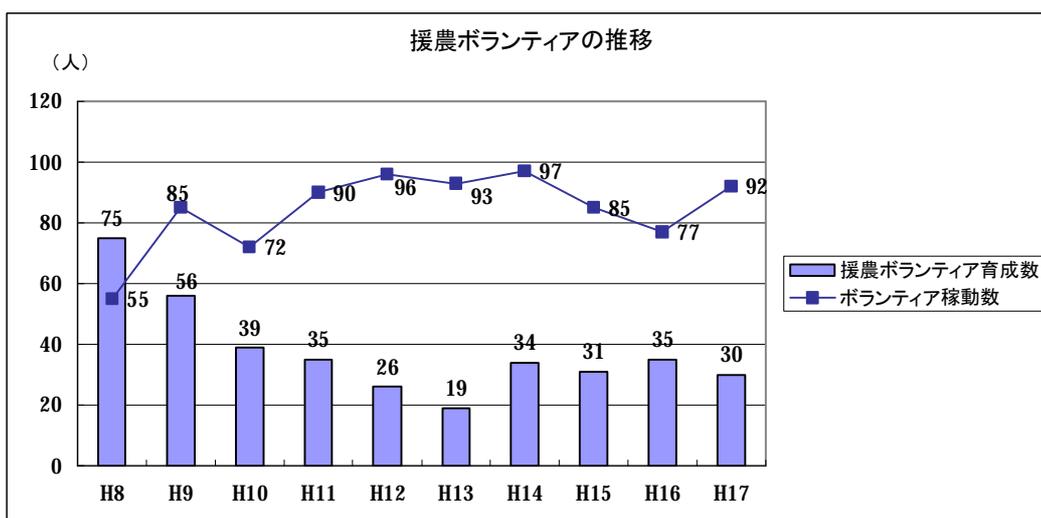
■市民農業大学卒業生と援農ボランティア

- ・平成4年から始まった市民農業大学は毎年30～50人程度の卒業生を送り出しており、平成17年までの累計は585人に及ぶ。
- ・一方、援農ボランティアは育成が始まった平成8年の75人から平成13年には19人まで落ち込んだが、その後は平成17年にかけて毎年30人程度の育成を維持している。



■援農ボランティアの稼働状況

- ・援農ボランティアはここ数年、毎年新たに30～35人程度の担い手を育成している。また、ボランティアは毎年80～90人程度が稼働している状況にあり、国分寺農業を継続的に支援するマンパワーとして定着している。



1-2 農業施策の実績と評価

国分寺市における過去10年の農業施策について実績を整理し、その達成状況を評価する。

①農業経営に関する実績と評価

【施策実績】

■活力ある農業経営確立

- ・ 認定農業者制度については未実施。
- ・ 平成17年現在、5つの生産団体が活動。勉強会や視察などを実施。

■農業後継者・担い手確保

- ・ J A青壮年部を中心に担い手組織の活動を展開。
- ・ 担い手組織として、緑栄会（植木組合）や産直会（野菜生産組合）が活動。
- ・ J A東京むさしで農業ヘルパー制度を展開、市内利用者はなし。

■情報化推進

- ・ 農業情報に関するシステムを整備（農家台帳、J Aホームページ）。

【達成状況】

■達成されたこと

- ・ 生産団体ごとの組織活動の活発化により生産・販売戦略が進展。
- ・ 農業ヘルパー制度は市内に普及していないが、援農ボランティアの活用が進展。

■達成されていないこと

- ・ 営農類型に基づく経営強化の体制が未確立で、認定農業者の育成は今後の課題。
- ・ 農業後継者や重要な担い手である女性農業者の育成・支援体制が未確立。
- ・ 農地情報や消費者ニーズなど、農業経営支援のための情報提供システムが未整備。

【評価】

農業者側の取組として生産団体ごとの活動が展開されてきたが、今後、農業者個々の経営強化に向けて認定農業者制度の活用が期待される。農業後継者や女性農業者も含めた農業経営改善計画の確立を促進するとともに、技術・情報の提供など農業経営のための支援体制が求められる。

②生産・流通に関する実績と評価

【施策実績】

■個性ある農産物育成

- ・ 通年栽培を奨励しビニールハウス向けに施設園芸対策費として3年ごとに助成（市補助）。補助対象数は現在100棟、総面積2ha。
- ・ 知名度の高いブランドとして「うど」、「TOKYO-X豚」。市内では産直会のダイコン、植木組合のハナミズキがブランド化しつつある。
- ・ 現在、商工会でブルーベリードレッシングを商品開発中。

■市場出荷等推進

- ・ 市場出荷については近隣では多摩青果に出荷。市場出荷中心だった「ウド」も最近は宅配主流に変化。
- ・ 東都生協、生活クラブ生協と契約出荷。
- ・ スーパー・量販店の数店が産直会と契約。市内農業者と直接契約している店舗も数店。

【達成状況】

■達成されたこと

- ・ 施設栽培技術や周年栽培計画の導入、農家による作付け・流通形態等の改善が進展。
- ・ 市場出荷や契約出荷など多角的な流通経路を確保し生産・出荷活動が展開。

■達成されていないこと

- ・ 植木の街にふさわしい緑化推進と樹木普及、畜産経営の評価と存続支援に課題。
- ・ 加工・流通側のニーズに対応した生産・出荷調整体制が未確立。
- ・ 商店街とのタイアップや市内小売店における販売促進など農業と商業の連携が初期段階。

【評価】

地場農畜産物の消費拡大に向けたブランド化や加工品開発、また、販売面では市場出荷、契約出荷など複数の販路を持つ多角的経営が展開されてきた。今後は、商業・流通側との連携や生産・出荷体制の確立による販路拡大とともに、国分寺農業の重要な位置を占めている植木生産を活かした農業振興が求められる。

③地域消費に関する実績と評価

【施策実績】

■地場流通拡大

- ・平成13年時点、直売所は市内62ヶ所、地域的に偏在。傾向として無人から有人販売へ、また、多品目少量生産へ。
- ・J A東京むさしは安定的な農業経営の側面から直売所を推奨。
- ・全学校で地場産品を採用。栄養士が市内農家と直接交渉。

■有機農業推進

- ・平成8～10年度、都の「有機農業モデル生産団地」指定、9ヶ所で実践。
- ・平成13年、6戸の農家で有機農業研究会を設立。
- ・都畜産試験場堆肥センターから有機堆肥を導入。堆肥所2ヶ所で植木剪定枝・家畜糞を堆肥化しリサイクル農業の推進を研究。
- ・平成16年度をもって堆肥所でのモデル事業を終了。

【達成状況】

■達成されたこと

- ・庭先販売や消費者との交流を通じて、地域消費促進の担い手として女性農業者が活躍。
- ・堆肥供給体制は未整備だが、野菜・植木生産を主体に資源循環型農業が普及・浸透。
- ・市内5校の給食残渣を市が堆肥化し、市内農家が利用。

■達成されていないこと

- ・食育や食の安全への関心に対応した生産活動、生産者と消費者の結びつきの強化が望まれる。
- ・畜産・植木・野菜農家の連携や市民を巻き込んだリサイクルシステムの確立が望まれる。
- ・有機農産物の販売方式や資源集配システムの工夫など、市場における付加価値創出が課題。

【評価】

この10年で農畜産物の直売経営を主体に、消費者ニーズに対応した多品種少量生産や女性農業者の活躍が拡大した。今後も生産者の顔がみえ、品質がよく身近に購入できる都市農業の利点を活かしつつ、食育への関心や資源循環型農業への要請に応え農産物の付加価値を創出し、地域消費を高めていくことが求められる。

④農地保全に関する実績と評価

【施策実績】

■農地保全

- ・生産緑地法改正により平成5年に150.62haと大幅拡大したが、その後減少傾向。
- ・平成17年現在、生産緑地は全農地面積の78.2%を占める。

■農地の確保・活用

- ・市民に農業への理解と関心を深めてもらうことを目的に、生産緑地の保全・景観美化、塵芥などの投棄・飛散防止、農地への人畜侵入防止などを目指して緑道モデル地区（花街道）事業を実施。
- ・公道に面した農地の一部に、農業者の協力を得て花・木を栽培。

【達成状況】

■達成されたこと

- ・生産緑地追加指定を実施したことにより、平成17年現在137.95haを確保。
- ・国分寺市生産緑地保全整備補助金交付規則に基づき、市内西部地区の生産基盤整備事業を実施。
- ・花街道の花の植付け作業を市民ボランティアとともに実施。

■達成されていないこと

- ・生産緑地追加指定の要件緩和や買取制度の検討は進展していない。
- ・都市計画道路3・3・8整備に伴う生産緑地の計画的配置は今後の検討課題。
- ・農業公園整備の検討は未着手。
- ・農・住区画整理事業については未実施。

【評価】

平成17年現在、138haの生産緑地が確保されており、平成16、17年の生産緑地追加指定を行った結果、減少傾向に一定の歯止めをかけた。今後は、生産基盤である農地が維持・継承されるよう安定した農業経営を促進するとともに、生産緑地の買取制度や農業公園整備による保全など新たな施策の検討が求められる。

⑤体験・交流に関する実績と評価

【施策実績】

■市民農業大学事業

- ・平成4年度より実施、毎年50名前後が入学。農業者の協力と指導のもと市民が農作業に取り組む体験学習を実施。
- ・カリキュラムは野菜実習・植木剪定教室と座学から編成。
- ・平成17年度までに卒業生585名、自主研修生の卒業生259名。*平成15年度には卒業生により10周年記念式典を開催。

■援農システム推進事業

- ・平成8～9年度、都のモデル事業、平成10年度以降、市の事業として実施。
- ・市民農業大学で「援農技術習得講座」を修了した受講生を援農ボランティアとして認定、希望者を受入れ農家へ派遣。
- ・平成17年現在、援農ボランティアとして380名を認定、うち平成17年度は92名が稼働、受入れ希望農家は22戸。

■市民農園整備事業

- ・平成8年度、国分寺市市民農園条例が施行。
- ・平成17年現在、6農園、506区画、13,220㎡を整備。
- ・利用者は抽選、平均倍率2倍以上。
- ・利用者間のトラブルや周辺住民の苦情など管理・運営面で問題。

■学童農園整備事業

- ・第6、第8小学校で学童農園を実施。第6小はJ A 青壮年部が支援し、農作業にとどまらず楽しみながら環境について学習。
- ・農園で栽培した野菜を授業や給食に利用している。

- ・学校運営協議会に農業者がいる学校では、学校教育に農業学習が位置づけられた。

■体験農園整備事業

- ・農業者が農園を経営、利用者は直接農業者と契約し、農業者の指導のもとに農業体験。(市の補助事業)
- ・平成15、16、17年度に各1園ずつ、計3園開設。いずれも減農薬を心がけている。
- ・入園者に週2回技術指導。苗・種・農具は園主が用意。

【達成状況】

■達成されたこと

- ・市民農園、体験農園等の整備が進展。
- ・市民農業大学におけるボランティア養成が進展。
- ・農ウォークなど農を体感できるイベントを通じて市民の農業理解を促進。

■達成されていないこと

- ・ボランティア養成に特化した市民農業大学のカリキュラム再編や、農業体験に対する利用者負担の見直しについて未検討。
- ・援農ボランティアと受入れ農家の調整機能の改善が必要。
- ・市民の農体験ニーズに応える農業者側の受け皿拡大が今後の課題。
- ・学童農園の普及校が限られており、各校における地域単位での取組に波及していない。

【評価】

国分寺市では市民が農業にふれあうことのできる事業を幅広く展開しており、特に市民農業大学と援農システムは先駆的取組として着実に実績をあげてきた。10数年が経過し、農業担い手の減少や高齢化が進む一方で、市民の農業体験ニーズは高まっていることから、受け入れ可能な農家を確保していくことや、今後の都市農業経営を支援する援農ボランティアの育成・強化が求められる。

1-3 国分寺農業の今後の課題

国分寺市における農業振興に向けた今後の課題を整理する。

①農業経営の強化

農業従事者の減少や農業担い手の高齢化が進むなか、また、近年は農業所得の落ち込みが顕著になりつつある。国分寺の農業経営を安定的に維持・発展させていくためには、個々の農家が地域や社会の変化に即した形で新しい農業技術の導入や経営感覚を磨きながら経営改善の取組を推進していくことと、若手担い手や女性農業者の能力向上に向けた研修や必要としている情報を効率的に提供できる体制をつくり経営環境を改善していく必要がある。

②多様な生産・出荷戦略の推進

近年は商業者と連携した地場農畜産物の加工・商品化の取組や、学校給食への供給、市内スーパーからの出荷要請など消費者と近接した都市農業の特性を活かした販路拡大が進んでいる。今後とも、市民が国分寺産農畜産物を手に入れやすい場づくりなど、消費側にわかりやすい形で地場農畜産物の流通が図られるよう生産・出荷体制を確立する必要がある。また、国分寺農業は、野菜・果樹・植木・花きなどの単一経営のほか、特に野菜と植木の複合経営が多いのが特徴であり、持続的・安定的な農業経営において植木生産は重要な位置を占めている。このため、植木の街にふさわしい農業振興のあり方として市民の緑化普及を図るなど、多様な生産・出荷戦略を推進していく必要がある。

③地域自給率*の向上

国分寺ではここ10年で農畜産物直売所が広がり、地場農畜産物に対する評価が高くなっている。一方で農家は高齢化、多品目少量生産による労働過重などの課題を抱えている。これに対し、市民一人一人が国分寺産農畜産物を購入・消費することが、国分寺農業を支えると同時に緑や環境を守り貢献することにつながることをPRすること、また、農業者側から消費者に向けて地場農畜産物の品質や付加価値を積極的にアピールし、生産者と消費者の相互理解に基づき地域自給率を高めていく必要がある。

④都市農地の継承

農地の将来的な保全あるいは現状維持を望んでいる農家が全体の6割強いる一方、市民の側においても、農地は国分寺の貴重な資源であり地域全体で守っていくべきとの認識を持っている。また、生産緑地の追加指定や農業経営支援などにより農地の維持・保全が図られてきたが、相続問題等により年々農地の減少は避けられない。このため、今後は市民と農業者の協力により積極的に農地を減らさないよう保全するための仕組みづくりを検討していく必要がある。

⑤農とのふれあいの進化

市民農業大学が平成4年度から、また、援農ボランティアが平成8年度から先進的に実施され、これまで500人以上の卒業生、300人以上のボランティアを育成してきたが、ボランティア人材の効果的な派遣や、農業体験の拡充を求める声が寄せられている。今後は、市民農業大学におけるボランティア養成の強化、援農ボランティアと受入れ農家の調整機能確立、市民の農体験ニーズに応える農業者側の受け皿拡大などに取り組んでいくとともに、農とふれあう市民のすそ野を拡大していく必要がある。

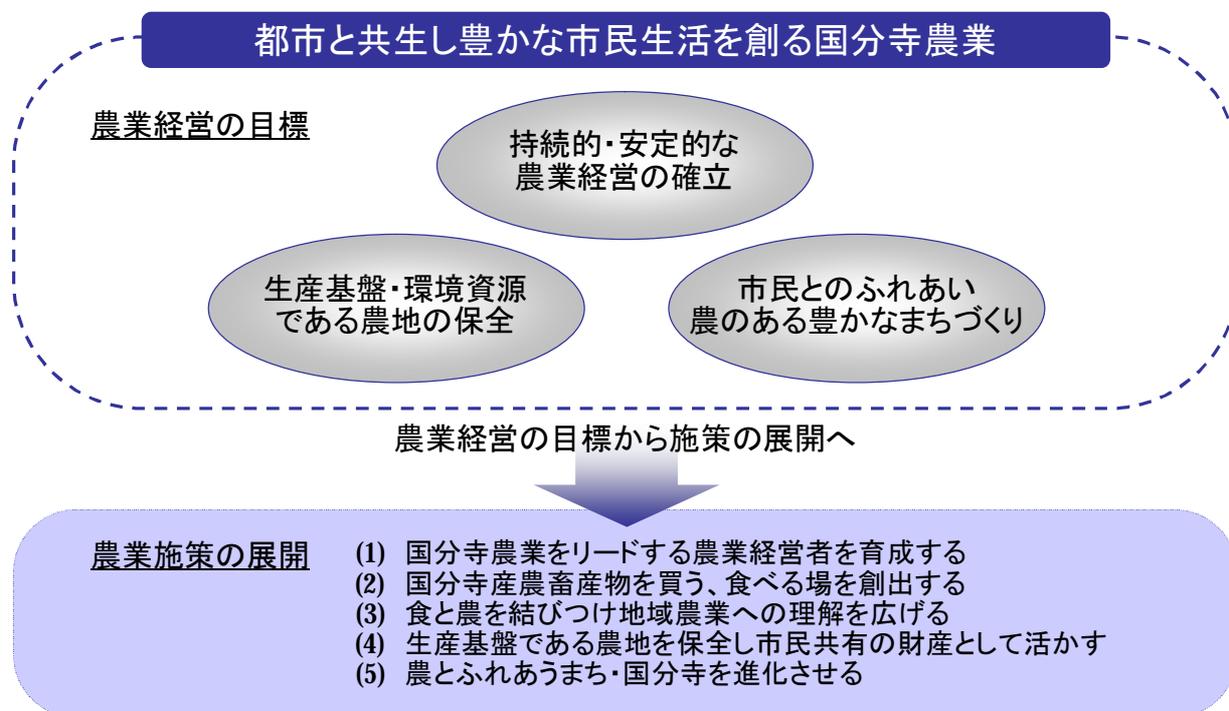
* 地域自給率・・・地域内で消費する農畜産物のうち地域産でまかなう量の割合。tベース(H15、国 14%)、calベース(同 40%)、円ベース(同 70%)の3つの算出方法がある。市内で算出する場合、円ベース(地域自給率=食料の市内生産額/食料の市内消費仕向額×100%)による方法が考えられる。

第2章 国分寺市農業基本構想

2-1 国分寺農業の基本目標・基本方針

国分寺農業を維持・発展させていくためには農業経営者を主体とした発展方向を定めることが重要である。『都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業』を基本目標として、その3つの柱を設定する。また、都市型農業の振興を進めるためには農業者と市民（生産者と消費者）が一体となった取組が必要である。施策展開のための基本方針を次のように設定する。

平成17年9月に改正された農業経営基盤強化促進法の運用に関する方針や手続きの詳細については別途定める。



2-2 農業経営確立のための将来指標

国分寺市農業が目指す基本目標を達成するため、今後10ヵ年（平成18年度～27年度）の目標指標を設定する。

①農家数・農業従事者数と農地面積

農家基本台帳補正調査による平成17年現在の農家数は309戸であり、平成12年の316戸から5年間で7戸（マイナス2.2%）の減少となった。非農家が新たに農地を取得して農業を始めることは現実的に困難であることから、この推移を基に、平成22年の農家数を302戸、平成27年の農家数を295戸と設定する。

農業従事者数について、平成17年の農業委員選挙人名簿登載者数は704人で、平成12年の734人から30人（マイナス4.1%）の減少となった。農家戸数の減少推移も加味して平成22年の農業従事者数を690人、平成27年の農業従事者数を675人と設定する。

平成17年現在の農地面積は176.33haで、平成12～17年の農地面積の減少は10ha以上に及ぶが、今後とも農業経営の持続と経営者の安定的確保を図ることを前提として、平成22年の農地面積を168ha、平成27年の農地面積を約157haと設定する。

生産緑地*については、平成12～17年の過去5年間の減少が3.5haであり、今後もこの減少傾向が続くものと考えられるが、引き続き生産緑地の追加指定に取り組むとともに、効率的・安定的な農業経営によって農地の利用集積を促進する。また、国分寺市全体の都市緑化政策の一環として、市内緑被率*の目標達成を図る観点から、生産緑地確保のための方策を検討することにより、平成22年の生産緑地面積を約134ha、平成27年の生産緑地面積についても同じく約134haを維持し推移していくものと設定する。

■農家指標

	農家数(戸)	農業従事者数(人)	農地面積(ha)	生産緑地(ha)
平成12年	316 ※1	734 ※2	189.72 ※3	141.45 ※4
平成17年	309	704	176.33	137.95
平成22年	302	690	168	134
平成27年	295	675	157	134

※1:平成17年8月1日 国分寺市農家台帳補正調査農家数

※2:農業委員選挙人名簿登載者数

※3・4:国分寺市資料

*生産緑地・・・市街化区域内農地のうち、30年間の農業継続を条件として、固定資産税の宅地並み課税を免除され、相続税納税猶予等の特例措置の対象となる農地。

*緑被率・・・ある地域または地区における緑地面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。国分寺市では300㎡以上の緑地をカウントの対象としている。

②農地利用集積*の目標

平成17年の農家数309戸のうち、農業者アンケート（平成16年度実施）の結果より、「50a以上の所有農地面積を有し、現在の経営を維持する、または今後経営を拡大する意向のある農家」が80戸確認されている。この80戸を国分寺農業をリードする効率的かつ安定的な農業経営を営む農家（以下「リード農家」という）として想定する。こうした国分寺農業をリードする農家に農地利用を集積し、安定した国分寺農業を形成する。上記80戸の農家の所有面積の合計は89.91ha（内、市内所有比85%・76.4ha、市外所有比15%・13.5haと推定）。平成22年の農地面積168haのうち、上記80戸の農家の市内所有面積の合計は76.4ha、農地利用集積率にして45.4%と推計する。平成27年においても国分寺農業をリードする効率的かつ安定的な農業経営を営む農家として80戸を維持し、農地利用集積を85ha、54.1%まで進める。

このほか、遊休農地などで農業上の利用増進を図ることが望ましい農地については、農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画の認定を受けた農業者・組織経営体（以下、「認定農業者*」という。）等への利用集積を図るとともに、農作業受委託や利用権設定等促進事業を通じ農業的利活用を促進する。

■農地利用集積指標

	農地面積(ha)	リード農家数(戸)	リード農家市内所有農地面積(ha)	農地利用集積目標(%)
平成17年	176.33			
平成22年	168	80	76.4	45.4
平成27年	157	80	85	54.1

③労働時間と農業所得目標

年間労働時間の目標は、農家の主たる農業従事者とその家族（女性農業者又は後継者）の2人を基本とし、主たる農業従事者1人当たり年間1,800時間を目標とする。年間農業所得の目標は他産業従事者並みの水準を確保し、経営規模・営農形態に応じて年間1,000万円もしくは年間600万円、また、営農規模の制約等により経営拡大が難しい農家については300万円と設定する。

■経営指標

	労働時間(時間)	農業所得(万円)	
平成12年	2,000以下	400~700	…前回計画の目標設定
平成17年	1,800	700~1,000	
平成22年	1,800	300~1,000	…「国分寺農業の経営モデル」参照
平成27年	1,800	300~1,000	

*農地利用集積…賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者へ農地を集積すること。

*認定農業者…農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者または農業法人。

2-3 農業経営の展開

(1) 持続的・安定的な農業経営の確立

- 農業が持続的に発展するためには、新しい技術や生産方式などを積極的に導入し、生産・流通の改善を図る必要がある。認定農業者制度を活用して国分寺農業の根幹をなす担い手を明確化することにより持続的・安定的な農業経営を確立する
- 認定農業者以外の農家についても、国分寺農業を維持・発展させていくうえで貴重な担い手であることから、全ての農家について可能な限り農業経営の存続支援を図る。
- 認定農業者又は認定を受けようとする農業者、生産組織等に対しては、農家の生産方式や経営管理の合理化方策など経営能力向上を促進するために必要な支援施策を集中的かつ重点的に実施されるよう推進体制の確立を図る。また、農業生産・販売の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画*の共同申請*を推進するなど農業経営への積極的な参画を働きかける。
- 家族経営協定*の締結（農業経営の方針、労働時間・報酬、役割分担など）により女性就農者や農業後継者等の地位及び役割を明確化し農業経営のパートナーとして位置づけるなど、経営目標を持った農家の取組を支援する。
- 女性農業者は主たる農業者である配偶者との結婚を契機として農業に携わることが多く、また、若年後継者などの新規就農者や定年帰農者も同様に、生産技術・経営に関する知識や経験についての個人差が大きいため、経営状況に応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流を促進する。

(2) 経営改善に向けた取組

国分寺農業は大きく分けて野菜・果樹・植木・花き・畜産・複合経営の6つの営農区分に分類することができる。この区分ごとに今後の都市型農業経営の改善に向けた取組方向を設定する。

【営農区分1】 野菜生産を主とした経営

(経営の現状)

- 野菜生産については作付け規模にかかわらず直売経営あるいは市場出荷による経営が行われているが、作付け規模が小さい農家ほど直売中心の経営に特化している。
- 作付けが100a以上の比較的大規模の農家では市場出荷よりもむしろ直売経営や生協・スーパー等を販売先とした契約出荷、あるいは学校給食への出荷など複数の販路を持つ多角的経営が進んでいる。
- 主要作目であるサトイモ、ブロッコリーをはじめ、この10年間で市内に普及した直売所での消費者ニーズに応えるべく多品種の野菜が生産されてきた。

*農業経営改善計画・・・市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき策定した基本構想において示した農業経営の目標に向けて、自らの創意により農業経営の改善を計画的に進めようとする者が市町村の認定を受ける計画。この計画の認定により、地域における将来にわたる農業担い手として認定される(認定農業者)。

*共同申請・・・平成15年6月に「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」により、家族の女性農業者や農業後継者も農業経営のパートナーとして共同経営者になることで複数の者が認定農業者として認定される。

*家族経営協定・・・家族農業経営内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の配分、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行うもの。

（経営改善の取組）

- 今後の経営において、生産技術については野菜の出荷期間の拡大と品質向上による周年供給技術の確立や、IPM*（総合的病害虫管理）など環境負荷低減防除技術の導入に取り組む。
- 都市農業の特性を活かし持続的で活力ある農業経営を図るため、女性農業者や若手農業者等の経営能力の開発、青果販売・流通面など経営感覚を持った担い手の養成、また、援農ボランティアの活用など多様な担い手の採用による安定的経営を目指す。
- 販売面については、新鮮ブランドのアピールや産直のネームバリューを活用した出荷、空き店舗を活用した地場産品の販売、野菜の学校給食等への供給拡大などを旨すとともに、食育への関心の高まりを背景に消費者団体等との協働により特別栽培*（減農薬・減化学肥料栽培）の消費を促進するための付加価値化や流通システムの工夫・改善に取り組む。

【営農区分2】 果樹生産を主とした経営

（経営の現状）

- 果樹生産については10～30a程度の作付け農家を中心に直売経営あるいは市場出荷を主体とした経営が行われている。
- 従来生産されてきたカキ、クリ、ウメに加え、最近ではブドウ、ブルーベリー、イチジクの生産及び加工品によるブランド開発の取組が進んでいる。

（経営改善の取組）

- 今後の経営については、新品種の導入と施設栽培技術の確立を目指し、また、地場産品を活用した加工品などの商品開発等により消費者ニーズをリードするとともに、宅配サービスなど商業・流通とも連携したサービス多様化への取組を目指す。

【営農区分3】 植木生産を主とした経営

（経営の現状）

- 植木生産については経営規模にかかわらず直売経営あるいは市場出荷による経営が行われているが、経営耕地が比較的大規模の農家を中心に卸業者への直接販売が行われている。
- 公共緑化木や花木類の生産が主であり、特にケヤキやハナミズキの地域ブランド化に取り組んでおり、多品種が生産されている。

（経営改善の取組）

- 今後の経営において、生産技術については、特色ある商品の開発やブランドの形成、さらには全国的な市場動向をとらえた新品種や生産技術等に関する取組、また、有機堆肥の活用など資源循環型の植木生産の取組を目指す。
- 地球温暖化防止の一環として普及しつつある建築物の壁面・屋上緑化など近年のニーズに対応した生産技術を確立するなど新たな緑化産業も視野に入れたビジネスモデルの創出が期待される。
- 販売面については、造園技術や緑化デザイン等を含めた総合的な商品企画・市場開拓を図るとともに、インターネットなど情報技術の普及に対応した新たな販路開拓を目指す。

*IPM・・・Integrated Pest Managementの略で総合防除、総合的有害生物管理のこと。病害虫や雑草の防除についての考え方、取り組み方を示すもの。

*特別栽培・・・特別栽培農産物認証制度に基づく農産物。農薬や化学肥料を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物を認証する制度によって農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図るもの。

- 市内流通及び近隣客層の拡大に向けては、顧客へのアフターサービスや樹木診断等のアドバイザー、イベント等を通じた市民・消費者との関係づくり、地場の植木産品をアピールできる市場（共同取引所など）の開設を目指す。

【営農区分4】 花き生産を主とした経営

（経営の現状）

- 花き生産については直売経営あるいは市場出荷を主体とした経営が行われている。
- 鉢物や花壇用苗物の生産が主であり、特にシクラメン、ラン、ポインセチアなどの地域ブランド化に取り組むなど多品種が生産されている。

（経営改善の取組）

- 今後の経営において、生産技術については、特色ある商品の開発やブランドの形成、新品種や生産技術等に関する取組を目指す。さらに、新たな栽培品目の導入が期待される。
- 販売面については、出荷時期・品種など価格安定化対策や、商品の付加価値・販売方法の工夫など地元消費拡大に向けた取組、イベント等を通じた市民・消費者との関係づくりと近隣客層の拡大、また、地域住民との協力による花街道ネットワーク事業の推進・支援に取り組む。

【営農区分5】 畜産を主とした経営

（経営の現状）

- 畜産については、牛（経産牛、肉用牛）、鶏卵・うこっけい卵は市場出荷又は直売を主体とした経営が行われている。
- 平成17年現在、牛24頭（2戸）、鶏300羽（1戸）、うこっけい417羽（22戸）の生産が行われている。

（経営改善の取組）

- 今後の経営において、生産技術の向上や衛生面における対応を含め品質の向上と出荷量の拡大を図るほか、堆肥の有効利用など資源循環の取組と近隣住民へ配慮した環境対策に取り組む。
- 畜産の効率的・安定的な経営努力と同時に、地域住民の理解と協力のもとに畜産経営の維持・振興が図られるよう、都市農業における畜産経営の希少性・貴重性なども踏まえ、市民への学習・体験機会の提供や学校教育への協力などの取組が期待される。

【営農区分6】 各種生産の複合経営

（経営の現状）

- 以上の営農区分に示した野菜・果樹・植木・花きなどの単一経営を行っている農家のほかに、これらを複合的に生産する複合経営の農家も多数みられる。（例えば、10a以上の野菜生産を行っている農家105戸、同じく10a以上の植木生産を行っている農家82戸のうち、野菜と植木の双方について10a以上の複合経営を行っている農家は34戸にも及ぶ。）

（経営改善の取組）

- 基本的に以上の営農区分に示した生産内容ごとの経営改善の取組を充実させることにより、市場ニーズの変化に即応可能で多様な生産品目を有した持続的・安定的な農業経営の確立を目指す。

■ 作付面積・品目別の主な販売方法（H16 農業者アンケートによる）

作付面積	販売方法			
	直売経営	市場出荷	学校給食への出荷	契約出荷 (生協、スーパー等)
100a以上	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 6 ▲ ▲ 2	■ ■ 2 ▲ ▲ ▲ ▲ 4 ★ ★ 2	■ ■ ■ ■ 4	■ ■ ■ ■ ■ 5 ▲ ▲ ▲ ▲ 4(卸業者)
50～100a	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 15 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 5 ● 1	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 9 ▲ ▲ ▲ 3 ★ 1	■ 1	■ ■ 2 ▲ ▲ 2(卸業者) ● 1
30～50a	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 7 ▲ ▲ ▲ 3 ● ● 2 ★ ★ 2	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 6 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 7 ● 1 ★ ★ 2	● 1	■ 1
10～30a	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 17 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 5 ● ● ● ● ● ● 6 ★ ★ 2	■ ■ ■ 3 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 5 ● ● ● ● ● 5 ★ 1		■ ■ ■ 3 ▲ 1(卸業者)
10a未満	■ ■ ■ 3 ▲ ▲ ▲ 3 ● ● 2 ★ ★ 2	■ 1 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲ 5 ★ ★ 2	● 1	▲ ▲ 2(卸業者)

(生産農家の回答者数・・・■野菜 ▲植木 ●果樹 ★花き)

■ 農業生産団体による経営課題

各農業生産団体へのヒアリング結果を総括すると、次のような事項が農業経営上の主要課題と考えられる。

- 共同販売所の設置による販路開拓
植木振興をはじめ今後、市内・近隣消費者との結びつきを強めていくため、各生産団体との協力のもとで共同販売所の設置を検討することが課題となっている。
- 契約出荷の供給体制整備
スーパーなど流通側から需要の大きい地場産品について契約出荷量の確保・拡大、及び若手の新規参画などによる十分な供給体制づくりを図ることが課題となっている。
- 有機農産物の購入促進
有機研究会を中心とした有機農産物など生産者側の努力にもかかわらず市場競争力、価格保証のない現状に対して市場における付加価値化の方策を検討することが課題となっている。
- 畜産経営の評価と存続支援
縮小傾向にある都市の畜産経営は環境面でますます維持継続が困難であるため、学校教育との連携など都市における畜産の魅力を再発見し、都市との共存に必要な支援を図ることが課題となっている。
- 商店街や駅前空間の活用
商店街との連携、空き店舗を活用したアンテナショップなど駅前での国分寺農業のPR及び販路開拓の機会をつくることが課題となっている。
- 経営意欲を持った若手による地域農業の活性化
後継者が農業経営の主軸を担えるよう生産団体ごとに環境整備を進め、若手の経営意欲に基づく農業経営へ支援と後継者の力を活かして地域農業の活性化を図ることが課題となっている。
- 女性の視点を活かした農業振興
ウド、ブルーベリー、イチジクなど地場産品の振興、地産地消の推進を図るため、調理法・加工法の研究・普及や、親子での収穫体験など、特に女性の視点を活かした多様な取組を展開していくことが課題となっている。
- 学童農園の推進に向けた地域単位での支援
学童農園が各校に普及しない実態などJA青壮年部だけでは対応困難な現状を踏まえ、支部単位のネットワークを活かした地域ごとの取組へ見直しを図ることが課題となっている。
- 農業公園構想の推進
農業公園整備による販路開拓とともに、農地保全、市民農業大学の発展、食育推進など国分寺農業のこれからの発展に欠かせない様々な要素の実現を図ることが課題となっている。
- 情報ネットワークの構築
ホームページは団体紹介や新たな販路開拓のツールとして積極的な活用が見込まれるため、既存サイトの充実、団体間の相互ネットワーク化を図る中で国分寺農業に関する一元的な情報発信を行うことが課題となっている。

(3) 営農類型と経営モデル

国分寺農業の将来を担う農業経営者を先導的に確保していくため、本計画の目標期間である今後10年において育成を図るべき国分寺農業の経営モデルを設定する。

■国分寺農業の経営モデル

■既に実施している取り組み □今後の課題

営農類型		経営モデル				都市型農業経営改善に向けた取組	
		所得目標(万円)	経営耕地及び作付面積(a)	労働力(人)	主要作物	農業生産技術の向上	個性ある農産物の育成
野菜	野菜の市場出荷や契約出荷等を主とした経営	1,000	125(施設25) 300	3	ホウレンソウ、ウド ブロッコリー キャベツ サトイモ	<input type="checkbox"/> 野菜の出荷期間の拡大と品質向上による周年供給技術の確立 <input checked="" type="checkbox"/> IPM(総合的病害虫管理)など環境負荷低減防除技術の普及	<input checked="" type="checkbox"/> 伝統ある野菜や、国分寺特有の野菜の生産 <input checked="" type="checkbox"/> 特別栽培、農産物認証制度等に基づく農業の推進
	援農を活用し、特別栽培(減農薬・減化学肥料栽培)も行う野菜の直売経営	1,000	150 200	3+(援農ボランティア)	トマト、キュウリ ダイコン ホウレンソウ		
	野菜の契約出荷や直売を主とした経営	600	40(施設30) 200	2	葉菜類 果菜類		
	野菜の直売と農業体験農園を主とした経営	600	80 120	2 +(雇用0.5)	果菜類 農業体験農園		
	多品目野菜の直売を主とした経営	300	30(施設10) 100	2	トマト、キュウリ ナス、ダイコン ニンジン		
果樹	直売または観光果樹園経営	600	70 70	2	ブドウ、 ブルーベリー、 カキ、イチジク	<input type="checkbox"/> 新品種の導入と栽培技術の確立	
		300	35 35	2	ブドウ、 ブルーベリー、 カキ、イチジク		
植木	緑化木の生産と流通を行う一貫経営	1,000	200 (施設30) 200	3 +(雇用1)	公共緑化木 (コニファー類、ツツジ類、 ハナミズキ、グラウンドカバー類など)	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面・屋上緑化など近年のニーズに対応した生産技術の確立(新たな緑化産業創出)	<input checked="" type="checkbox"/> 特色ある商品の開発・ブランド形成、新品種や生産技術等に関する協力体制
		600	100 100	3	花木類 (ツツジ、ハナミズキなど)		
		300	60 60	2	ハナミズキ 株もの、ポット類等		
花き	鉢物・花壇用苗物の市場出荷を主とした経営	1,000	30(施設20) 60	2+(雇用2 パート・ボラ ンティア)	シクラメン、ラン ポインセチア	<input type="checkbox"/> 新たな栽培品目の導入	<input type="checkbox"/> 新品種や生産技術等に関する協力
		600	30(施設20) 60	2+(雇用1 パート・ボラ ンティア)	鉢物 花壇用苗物 ポインセチアなど		
畜産	畜産を主とした経営	600	50 15頭(経産牛・ 肉牛)	2	生乳 たい肥	<input type="checkbox"/> ブランド化、衛生面の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 特色ある商品の開発・ブランド形成に関する協力体制
複合経営	植木と直売向け野菜の複合経営	600	100 120	2	公共緑化木(ハナミズキ) 野菜(ホウレンソウ、キャベツなど)	<input type="checkbox"/> 収益性の高い品目・新品種の導入と栽培技術の確立 <input checked="" type="checkbox"/> 果菜類及び切り花の周年供給体制の確立	<input type="checkbox"/> 地域住民へのフラワーアレンジメント教室開催及び講師請負 <input type="checkbox"/> 市場性の見込める農産物への取組
	植木と果樹の複合経営	300	50 50	2	公共緑化木(ハナミズキ)、 ブドウ、ブルーベリー、 イチジク、カキ		
	観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	600	80 120	2 +(雇用0.5)	ブドウ、ブルーベリー、 カキ等、野菜類		
	花きと野菜の複合経営	300	50(施設5) 100	2	葉菜・果菜類 切り花類(キンギョソウ、 トルコキキョウ、オリエンタルユリ等)		
	畜産と野菜、果樹の複合経営	600	100a 50頭(肉用牛)	2	肉用牛 葉菜・果菜類 たい肥生産		
300		80a 50羽(うこっけい)	2	うこっけい卵、葉菜・果菜類、 果樹(カキ、イチジク等)類			

なお、営農類型については農業者アンケート（平成 16 年度実施）の結果及び各生産団体へのヒアリングの結果を参考に、市内の農業者における経営実態を踏まえて設定した。

戦略的なマーケティング	地場流通と地産地消の拡大	資源循環型農業の推進	ふれあい農業の展開	情報活動の展開	市民との協働、消費者との連携
<input type="checkbox"/> 宅配など商業とも連携したサービス多様化への取組 <input checked="" type="checkbox"/> 若手農業者等の経営能力開発の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 農業後継者等のキャリアアップの推進	<input checked="" type="checkbox"/> 地場産品を活用した加工品などの商品開発 <input checked="" type="checkbox"/> 青果販売・流通のプロ育成など経営感覚の養成 <input type="checkbox"/> 空き店舗を活用した地場産品の販売など商工会との連携	<input type="checkbox"/> 特別栽培等で生産された野菜の消費を促進する付加価値・販売方法の工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 持続性の高い農業生産方式に基づく農業の推進	<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用 <input type="checkbox"/> 畝売り、つみ取り体験、オーナー制度など、多様な農業体験農園事業の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮ブランドのアピール、産直ネームバリューの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 地場流通拡大のための消費者向け販売情報等の発信	<input checked="" type="checkbox"/> 新鮮・安心野菜の学校給食への供給方法改善、保育園をはじめとする公共施設への拡充
<input type="checkbox"/> マーケティング戦略、価格安定化対策 <input checked="" type="checkbox"/> 宅配など商業とも連携したサービス多様化への取組	<input type="checkbox"/> 地場産品を活用した加工品などの商品開発 <input checked="" type="checkbox"/> 消費者ニーズの把握、食の嗜好の変化への対応	<input checked="" type="checkbox"/> 持続性の高い農業生産方式に基づく農業の推進	<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用	<input type="checkbox"/> 新鮮ブランドのアピール、産直ネームバリューの活用 <input type="checkbox"/> 地場流通拡大のための消費者向け販売情報等の発信	
<input type="checkbox"/> 造園技術や緑化デザイン等を含めた総合的な商品企画・市場開拓	<input type="checkbox"/> 地場の植木産品をアピールできる市場（共同取引所など）の開設 <input type="checkbox"/> 顧客へのアフターサービス 樹木診断等のアドバイザー <input type="checkbox"/> イベント等を通じた市民・消費者との関係づくり、近隣客層の拡大		<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用	<input type="checkbox"/> 市民への情報発信、ブランド商品のコマースナルなどPR活動 <input checked="" type="checkbox"/> インターネットなど情報技術の普及に対応した新たな販路開拓	<input type="checkbox"/> 市民との協力による植樹活動など地域緑化への参加・協力 <input type="checkbox"/> 街路樹や樹林地保全事業など公共空間整備に対するコンサルティング
<input type="checkbox"/> マーケティング戦略、出荷時期・品種など価格安定化対策	<input checked="" type="checkbox"/> 付加価値・販売方法の工夫など地元消費拡大に向けた取組 <input checked="" type="checkbox"/> イベント等を通じた市民・消費者との関係づくり、近隣客層の拡大		<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用	<input type="checkbox"/> 市民への情報発信、ブランド商品のコマースナルなどPR活動	<input checked="" type="checkbox"/> 地域住民との協力による花街道ネットワーク事業の推進・支援
		<input checked="" type="checkbox"/> たい肥の自家利用など資源循環の取組、耕種農家へのたい肥提供 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣住民への臭害対策の実施	<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用		<input type="checkbox"/> 都市農業における畜産の役割再認識
	<input checked="" type="checkbox"/> 消費者ニーズの把握、食の嗜好の変化への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 卵の庭先販売、共同直売所等への出荷推進	<input checked="" type="checkbox"/> たい肥の自家利用など資源循環の取組、耕種農家へのたい肥提供 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣住民への臭害対策の実施	<input type="checkbox"/> 子育て世代への農体験の提供など市民とのふれあい事業の推進 <input type="checkbox"/> 援農ボランティア制度の活用、多様な担い手の採用 <input type="checkbox"/> 畝売り、つみ取り体験、オーナー制度など、多様な農業体験農園事業の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 鳥インフルエンザに備えた危機管理体制の構築	<input type="checkbox"/> 都市農業における畜産の役割再認識

第3章 農業振興の基本計画

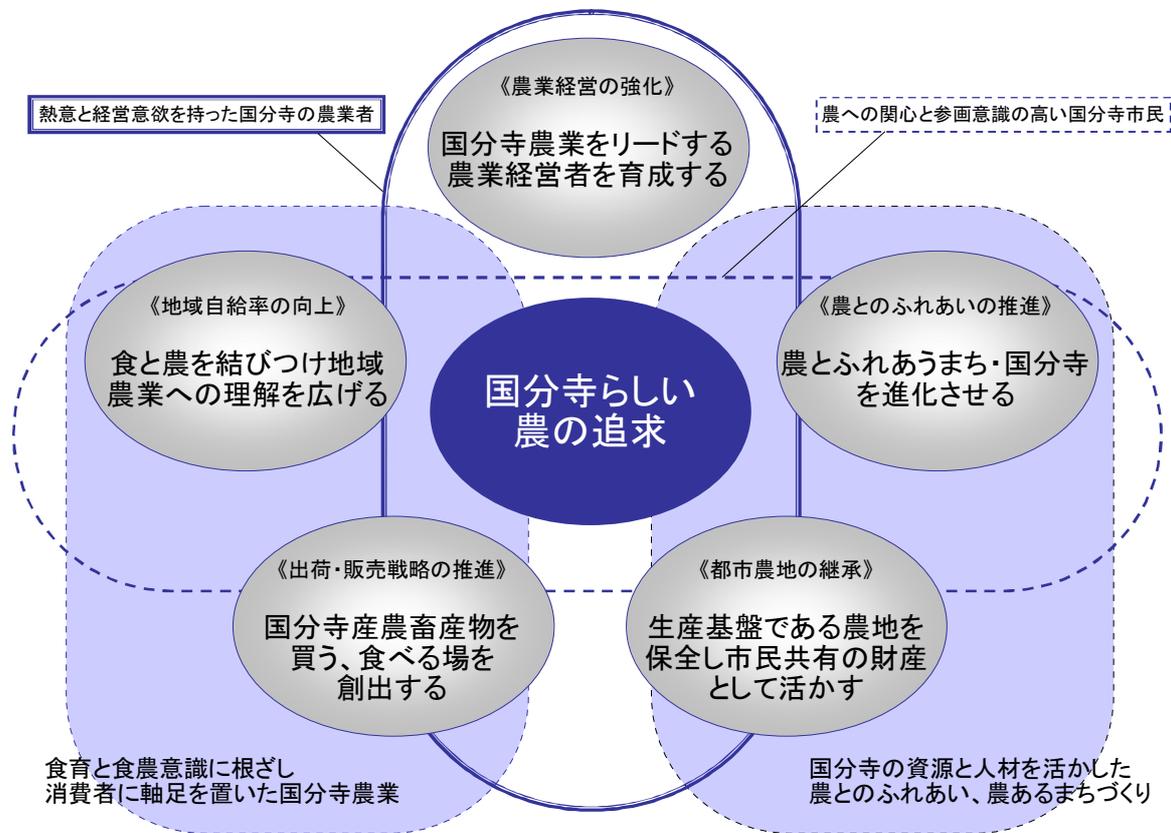
3-1 基本構想実現のための施策体系

①農業施策の展開方向

基本構想（第2章）において、国分寺農業を維持・発展させていくために『都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業』を基本目標として設定し、「持続的・安定的な農業経営の確立」、「生産基盤・環境資源である農地の保全」、「市民とのふれあい、農のある豊かなまちづくり」の3つの柱を設定した。

この目標を実現するため、国分寺市における農業施策の展開にあたっては、「農業者の軸」、「市民の軸」を基本として次のような5つの展開方向を設定する。

- 「農業者の軸」：熱意と経営意欲を持った国分寺の農業者による取組
- 「市民の軸」：農への関心と参画意識の高い国分寺市民による取組



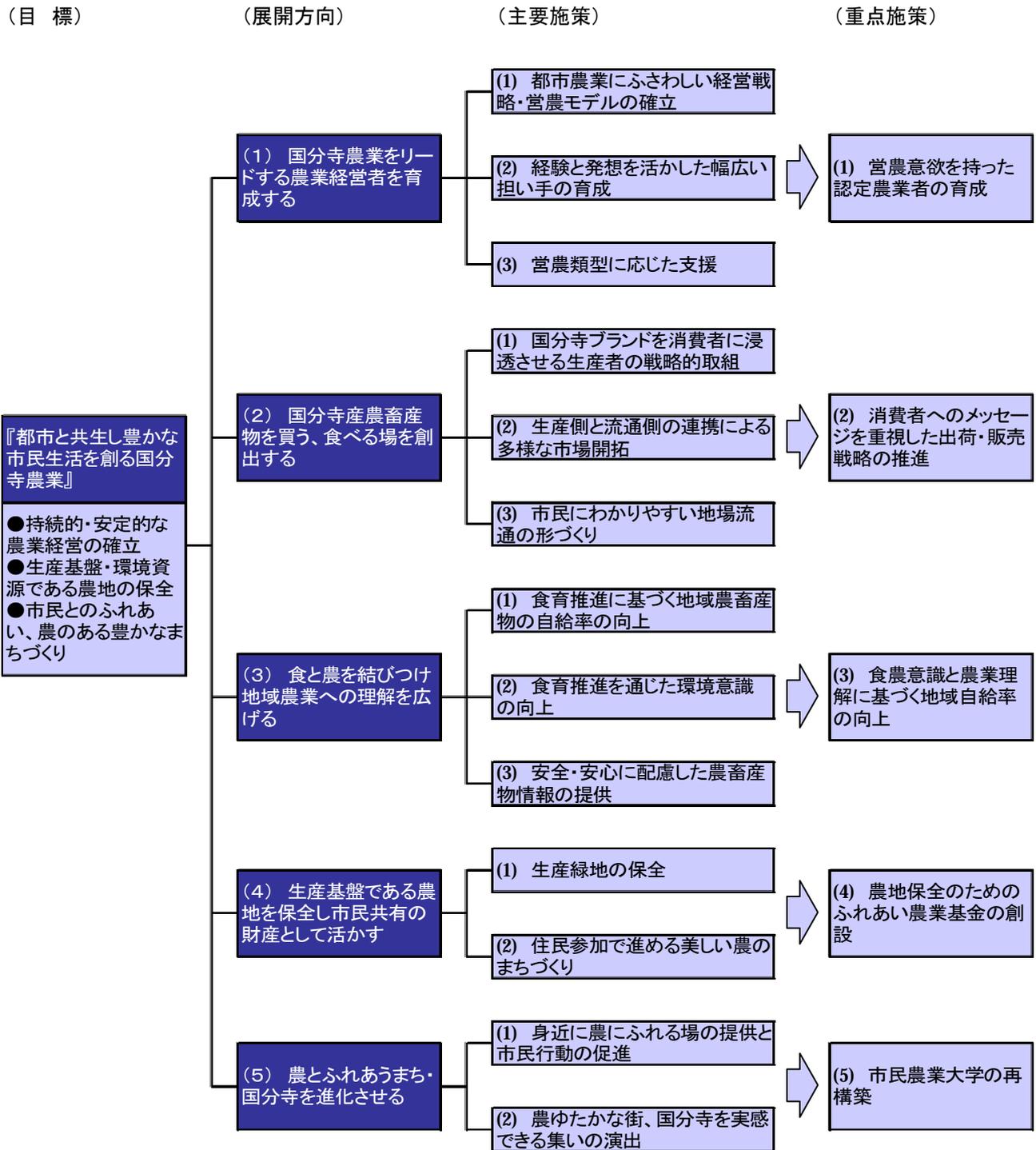
■農業施策の5つの展開方向

1 国分寺農業をリードする農業経営者を育成する	国分寺農業を担う経営意欲を持った認定農業者の育成を図るとともに、次世代の若手担い手の活性化を目指す。
2 国分寺産農畜産物を買う、食べる場を創出する	都市農業の特性を活かし消費者の信頼をさらに高めるため、国分寺農業が生み出す農産物を買う、食べる場を創出する。
3 食と農を結びつけ地域農業への理解を広げる	市民における食育理解や食農意識の普及のもとに、高品質な農畜産物の生産と食の安全・安心の確立を図り、地域農産物の自給率向上を目指す。
4 生産基盤である農地を保全し市民共有の財産として活かす	生産基盤としての農地を保全し、魅力ある農の風景を受け継いでいくため、都市農地が持つ多面的な役割・効果を最大限活かす。
5 農とふれあうまち・国分寺を進化させる	市民農業大学や援農ボランティア制度など国分寺独自の先進的な取組をさらに進化させ、農を通じたふれあい豊かな地域社会を目指す。

②農業施策の体系

農業施策の5つの展開方向に沿って施策の具体的展開を図っていくため、次のように施策体系を設定する。

■農業振興の施策体系



3-2 農業振興施策の推進

基本目標『都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業』の実現に向けて、持続的・安定的な農業経営の確立及び市民・消費者との連携・協働を達成するための主要施策を設定する。また、10ヵ年という限られた計画期間において、これら施策を効果的に推進していくために重点施策を設定する。

重点施策を実行に移していくため、計画前期5ヵ年の実施計画及び計画目標年次である平成27年度において目指す達成状況について設定し、重点施策を具体化するための手順とともに施策推進の各主体について役割分担を提示する。

(1) 国分寺農業をリードする農業経営者を育成する

①主要施策

■基本方向：「農業経営の強化」

国分寺農業を担う経営意欲を持った認定農業者の育成を図るとともに、次世代の若手担い手の活性化を目指す。

■主要施策

(1) 都市農業にふさわしい経営戦略・営農モデルの確立

- ・ 営農意欲の高い農業経営者の育成・支援
- ・ 都市型農業経営を目指す農業者の認定・支援（個々の経営体の育成と改善計画への支援）
- ・ 体験農園など都市農業の特性を活かした新たなビジネスモデルの創出・支援

(2) 経験と発想を活かした幅広い担い手の育成

- ・ 女性農業者や若手担い手の経営参画の促進（家族経営協定と共同申請）
- ・ 農業経営や生産技術に関する知識・能力の修得支援（女性、若手、定年帰農者、Uターン帰農者など）

(3) 営農類型に応じた支援

- ・ 都市型農業経営改善に向けた取組の促進・支援（農業生産技術の向上、戦略的なマーケティングなど）
- ・ 耕地面積・労働力の確保による農業経営の効率化・安定化



②重点施策

■実施目的：「営農意欲を持った認定農業者の育成」

国分寺にふさわしい農業経営モデルを確立していくため、認定農業者制度に基づき営農意欲を持った農業者を幅広く認定し、その経営改善計画の目標達成に向けた取組を支援する。

■実施方針

- ・ 野菜、果樹、植木、花き、畜産の各営農類型において国分寺農業にふさわしい経営戦略・営農モデルを確立し、認定農業者の育成及び経営改善に向けた取組を促進する。
- ・ 農業基本構想に基づく農業経営改善計画の認定を進め、農家による経営改善の支援、計画達成状況等の点検、さらには5年経過後の経営改善計画の再認定を図り、認定農業者による持続的・発展的な農業経営の強化を促進する。
- ・ 認定農業者の拡大と農業経営の強化を図ると同時に、次世代の国分寺農業を担う若手農業者の活性化、キャリアアップ支援等の活動を推進し、農業後継者の支援を図るとともに戦略的マーケティングに基づく生産活動・出荷計画を促進するなど経営感覚豊かな農業者の育成を図る。
- ・ 新たな農業経営モデルとしては、農業者による体験農園の経営など都市農業の特性を活かしたビジネスモデルを育成するとともに、今後の経営改善の取組として位置づけ支援を図る。



③実施計画

重点施策に基づく実施計画1	スケジュール			役割分担					
	計画当初 (18年度)	前期5か年(18~22年度)		目標とすべき達成 状況(27年度)	農業者 (生産団体)	JA	商工会	市民	市
国分寺農業をリードする農業経営の確立									
【重点施策1】都市農業の特性を踏まえた認定農業者の育成・支援 認定農業者の育成及び経営改善に向けた取組の促進									
	各生産団体における営農戦略、経営モデルの確立			100人以上の認定農業者。認定農業者に対する充実した支援策の実施。	○	○			◎
	H18:農業基本構想の都同意/説明会の開催/認定審査会の設置/認定農業者支援体制の検討	H22:認定農業者100人(家族協定・共同申請の促進)	経営改善計画の再認定(5年経過後)		○	○			◎
女性農業者、農業後継者の支援、経営感覚豊かな農業者の育成		女性農業者、若手農業者の活性化、キャリアアップ支援	戦略的マーケティングに基づく生産・販売活動の促進	技術と経営の両面から農家の中心経営者として育成する。	○	◎	○		○

○役割分担
◎主体的役割

(2) 国分寺産農畜産物を買う、食べる場を創出する

①主要施策

■基本方向：「出荷・販売戦略の推進」

都市農業の特性を活かし消費者の信頼をさらに高めるため、国分寺農業が生み出す農畜産物を買う、食べる場を創出する。

■主要施策

(1)国分寺ブランドを消費者に浸透させる生産者の戦略的取組

- ・ 生産・加工・流通にわたるマーケティングと地場産品の強化（各生産団体を中心とするプロジェクトチームの設置、産直ブランドのアピールなど）
- ・ 地域の個性ある農業及び優良農畜産物の奨励・支援
- ・ 植木の街にふさわしい緑化推進と樹木普及

(2)生産側と流通側の連携による多様な市場開拓

- ・ 生産性の向上と出荷戦略に基づく市場出荷の推進
- ・ 加工・流通側のニーズに即した多様な市場開拓（市内の加工・飲食業への働きかけと消費促進）
- ・ 流通との契約出荷のための供給体制整備

(3)市民にわかりやすい地場流通の形づくり

- ・ 直売機能の再編及び共同販売所による地場流通拡大
- ・ 商店街や駅前空間を活用した地場農畜産物の販売促進
- ・ 学校給食における学校に近い地場農畜産物の供給（出荷調整機能の一元化）
- ・ 流通システムの再構築（国分寺の農畜産物が手に入る場づくりの実現）



②重点施策

■実施目的：「消費者へのメッセージを重視した出荷・販売戦略の推進」

野菜・植木・花きなど地場農畜産物の品質向上と消費者の信頼獲得に向けて、農業者を主体とした生産・出荷・販売戦略を推進し、生産者と消費者が近接し、消費者の目線に立った国分寺らしい農業活動を展開する。

■実施方針

- ・ 農業者や生産団体主体による生産・出荷・販売戦略を推進し、野菜・植木・花きなど地場農畜産物の品質向上と消費者へのメッセージを重視し浸透を図る。また、地域ブランドや認証制度などを通じて情報発信することにより、地場の新鮮な野菜を安心して食べたいという消費者ニーズに応えつつ地場農畜産物の地域内消費を高める。
- ・ 国分寺ブランドを流通面で強化し、契約栽培（スーパーなど）による出荷を拡大していくため、各生産団体における共同出荷体制を強化し流通業界との関係構築を図る。また、地場野菜の給食利用を拡大していくため、学校・教育委員会との連携・協力のもと、農業者による年間の生産計画に基づく出荷調整体制を確立する。
- ・ 国分寺ブランドを消費者に浸透させていくため、駅前や商店街を活用した国分寺農業のPRと販売活動、女性農業者の起業参加（加工、レストラン）、共同販売所による地産地消・市内流通の促進などを、市・JA・商工会などの横断的な協働体制のもとに持続的に推進する。



③実施計画

重点施策に基づく実施計画2	スケジュール				役割分担					
	計画当初 (18年度)	前期5か年(18~22年度)			目標とすべき達成 状況(27年度)	農業者 (生産団体)	JA	商工会	市民	市
国分寺農業をリードする農業経営の確立										
【重点施策2】生産者と消費者が近接した出荷・販売戦略の推進										
消費者へのメッセージを重視した国分寺産農畜産物の流通促進	地域内消費拡大に向けた生産・出荷・販売戦略の推進	地域内消費拡大を目指した地域ブランドや認証制度の検討			積極的な情報発信に基づく地域ブランド・認証制度の充実	○	◎	○	○	○
流通拡大のための農業者による生産・出荷体制の確立	各生産団体の生産・出荷体制の強化(プロジェクトチームの設置)	契約栽培(生協、スーパーなど)による地域内消費の拡大	地場野菜の給食利用拡大のための出荷調整体制の整備		出荷体制確立に基づく販路及び流通量の拡大	○	◎	○	○	○
国分寺農業のPRと販売活動の推進	駅前や商店街を活用した国分寺農業のPRや販売活動	農業ネットワークに即した共同販売所の検討			共同販売所の開設	○	◎	○		○

○役割分担
◎主体的役割

(3) 食と農を結びつけ地域農業への理解を広げる

①主要施策

■基本方向：「地域自給率の向上」

市民における食育推進や農業理解の普及のもとに、高品質な農畜産物の生産と食の安全・安心の確立を図り、国分寺産農畜産物の地域自給率の向上を目指す。

■主要施策

(1)食育推進に基づく地域農畜産物の自給率の向上

- ・ 生産者と消費者を結ぶ食と農の情報活動の推進（食育や食農意識の啓発・普及）
- ・ 食農意識に働きかける国分寺産農畜産物の流通・消費の促進
- ・ 生産者と消費者が一体で取り組む資源循環型農業の推進
- ・ 生産者と消費者の結びつきの創出（畝売りオーナー制度など）

(2)食育推進を通じた環境意識の向上

- ・ 学校教育における食育・学童農園の推進
- ・ 国分寺産農畜産物の利用が地域の緑や環境の保全に貢献することの理解促進

(3)安全・安心に配慮した農畜産物情報の提供

- ・ 消費者に対する食の安全・安心に関する情報の提供（特別栽培<減農薬・減化学肥料栽培>の推進、遺伝子組み換え作物対策、農薬の適正な使用、生産履歴開示等）



②重点施策

■実施目的：「食農意識と農業理解に基づく地域自給率の向上」

食育への関心や食を通じた安心・健康・環境意識の高まりを踏まえ、国分寺市民の農に根ざした食生活推進モデルを確立し幅広く普及するとともに、これと一体となった地域農業の展開、地域農畜産物の地域自給率の向上を図る。

■実施方針

- ・ 食育推進と一体となった地場野菜の普及や地場農畜産物の地域供給率を拡大するため、学校給食での利用拡大や新鮮野菜の宅配システム、高齢者向けサービスなど市民との協働、商工会等との連携による各種事業を展開する。
- ・ 食農一体の推進モデルを普及するため、食育に関する啓発活動を推進するとともに、各種の市民活動との協働により地場農畜産物の普及及び消費量の拡大を図る。
- ・ 国分寺農業においては少量多品種生産による直売形式が浸透してきたが、さらに地場流通を促進するため、消費者ニーズの動向を踏まえて直売機能を強化する。特に、植木・鉢物など各生産団体の連携のもとに共同販売所を開設することにより、新たな販路の開拓と地場流通の拡大を図っていく。



③実施計画

重点施策に基づく実施計画3 国分寺農業をリードする農業経営の確立	スケジュール			役割分担						
	計画当初 (18年度)	前期5ヵ年(18~22年度)		目標とすべき達成 状況(27年度)	農業者 (生産団体)	JA	商工会	市民	市	
【重点施策3】市民の食農意識と農業理解による農畜産物の地域自給率の向上	食育推進と一体となった地場野菜の普及	食育推進に向けた市方針検討	地場野菜の給食利用の拡大	新鮮野菜宅配システムの推進、飲食業への供給拡大	農業者・消費者との信頼関係の構築、環境と調和のとれた農業の確立	○	◎	○	○	○
	食育啓発と国分寺産農畜産物の地域自給率向上	市民に対する食育啓発の推進	消費者ニーズの動向を踏まえた直売機能の強化	女性農業者の起業参加(地場産野菜の加工、コミュニティレストランなど)	地域自給率目標の達成	○	○		○	◎

○役割分担
◎主体的役割

(4) 生産基盤である農地を保全し市民共有の財産として活かす

①主要施策

■基本方向：「都市農地の継承」

生産基盤としての農地を保全し、魅力ある農の風景を受け継いでいくため、都市農地が持つ多面的な役割・効果を最大限活かす。

■主要施策

(1)生産緑地の保全

- ・ 農地保全に配慮した都市計画の推進
- ・ 生産緑地の積極的な追加指定

(2)住民参加で進める美しい農のまちづくり

- ・ 生産活動維持による美しい農の風景づくり
- ・ 農業公園整備、花街道整備、屋敷林の保全等による緑のネットワークの形成
- ・ 住民参加で進める農地を活用した緑あふれるまちづくりの推進



②重点施策

■実施目的：「農地保全のためのふれあい農業基金の創設」

生産緑地の買い取りや指定要件の緩和など現状の農地保全の仕組みに加え、ふれあい農業に関わる市民の協力のもとに新たな基金を創設し、農地について公有地化を図る。

■実施方針

- ・ 市内農地が減少傾向にある現状において、ふれあい農業に参加する市民に市内農地の保全・存続に向けた協力を呼びかけ、「(仮称)ふれあい農業基金」(例：市民農園使用料や市民農業大学受講料の一部を活用して基金を造成)の導入を検討する。基金は、将来的な課題である市民農業大学の新たな圃場の確保など目的を明確化した上で制度の導入を検討する。
- ・ 国分寺の貴重な農地を保全していくため、産業振興(共同販売所)、ふれあい(体験農園)等の観点も含めて国分寺農業の拠点づくりとなるよう農業公園の概念及び整備手法などについて可能性を検討する。対象地の選定・確保にあたっては、相続税対策で維持困難な農地の公有地化を、都市農地維持のための有力な手立てとして位置づけ、買い取り基金や市民債など新たな手法の導入可能性を検討する。
- ・ 多様な農的要素(施設、資源、空間)のネットワーク化を目指す農業公園構想の推進にあたっては、共同販売所の開設をはじめ市内における農地保全、市民農業大学、市民農園等との連携や、農地等の提供者である農家の参加・協力を視野に入れた取組を図る。また、都市計画道路3・3・8沿道整備との連携を念頭に置くなど、その実現性について検討を図る。



③実施計画

重点施策に基づく実施計画4 農地保全と農業ネットワークづくりの推進	スケジュール				役割分担				
	計画当初 (18年度)	前期5か年(18~22年度)		目標とすべき達成 状況(27年度)	農業者 (生産団体)	JA	商工会	市民	市
【重点施策4】生産緑地確保のための買い取り基金、市民債の導入検討									
農地保全のための「ふれあい農業基金」の導入	財政的見通しの試算、基金に関する制度設計の検討	市民農業大学の再構築に合わせた基金制度の開始、周知	市民農園利用料や市民農業大学受講料の一部を活用した基金創設	生産緑地の買い取り	○			○	◎
農地の保全・活用を目的とした市民債など新たな仕組みの検討		市民債の導入目的、必要性に関する検討						○	◎
↓									
(関連施策の展開)									
(展開1)	保全農地の公有地化に関する対象候補地の抽出		基金充当(農地買い取り)の対象となる候補地の選定		計画的な農地保全の実現	○			○ ◎
	農業公園の整備 ※農業ネットワークの検討	農的要素に関する地区カルテの作成	参画農家と協力内容の抽出、協力体制の構築	農業公園整備の推進(多様な農的要素のネットワークの検討)	多様な農的要素のネットワーク形成	○	○	○	◎
(展開2)	市民農業大学の恒久的な圃場の確保		拠点構想を踏まえた新たな農大圃場の候補地の決定		市民農業大学圃場の開設			○	◎
	各生産団体の連携による共同販売所の開設		生産団体の協議による共同販売所構想の検討		拠点構想に即した共同販売所の開設	○	○	○	◎

○役割分担
◎主体的役割

(5) 農とふれあうまち・国分寺を進化させる

①主要施策

■基本方向：「農とのふれあいの推進」

市民農業大学や援農ボランティア制度など国分寺独自の先進的な取組をさらに進化させ、農を通じたふれあい豊かな地域社会を目指す。

■主要施策

(1) 身近に農にふれる場の提供と市民行動の促進

- ・ 市民農業大学と援農システムの推進（ボランティア養成の強化）
- ・ 教育・福祉など多面的な利用目的を持った市民農園の有効活用

(2) 農ゆたかな街、国分寺を実感できる集いの演出

- ・ 市民と共同で取り組む農業体験型観光企画の推進（マップ化、地域案内）
- ・ 農地の持つ多面的機能を活かした多様な農業イベントの推進
- ・ 地域ネットワークを活かした農業普及活動の展開（地域単位での学童農園の導入など）



②重点施策

■実施目的：「市民農業大学の再構築」

国分寺の援農システムが一定程度普及する一方、市民の生涯学習ニーズとしての体験農業との線引きが必要になっており、今後は従来のふれあい農業の内容を拡充するとともに市民農業大学に国分寺農業を支える人材確保に力点を置いたボランティア育成のための専門コースを新設する。

■実施方針

- 多くの援農ボランティアを輩出してきた市民農業大学に、あらためてボランティア養成のための専門コースを設置することにより、市民における農業体験ニーズとの差別化を図り、市民ボランティアに支えられた国分寺農業推進のための体制を拡充する。当該コースにおいては座学の充実を図るほか、農業技術講座については、研修圃場の確保や受入れ農家との関係づくり、卒業後の援農活動への進路選択の円滑化を目指し、農大分校（個人農家の協力）の設置についても検討する。
- 農大卒業生については、援農ボランティアのほか、身につけた知識や経験を十分活かしていくため、市民の農体験ニーズや体験農園の普及に応じて「(仮称)農園協力スタッフ制度」を創設し、体験農園や学童農園、農業ガイド等において支援・協力・補助に携わることのできる人材の登録・派遣を検討する。また、援農に限らず、教育・福祉分野などにおける農体験支援を通じた多様な社会的貢献を果たせるよう人材の育成に取り組む。
- その他のカリキュラムについては、従来の農業体験的な要素を基本として、さらに国分寺の食と農に関する学習内容を充実させるなど市民ニーズを踏まえた多様なものとしていく。これを土台に、今後、市民営農グループ（NPOなど）の活性化や市民参加によるリサイクル農業の推進、また、食育に関する啓発活動など農業理解に資する市民の幅広い取り組みを支援する。



③実施計画

重点施策に基づく実施計画5 市民農業大学の再構築とボランティア育成	スケジュール			役割分担					
	計画当初 (18年度)	前期5か年(18~22年度)		目標とすべき達成 状況(27年度)	農業者 (生産団体)	JA	商工会	市民	市
【重点施策5】ボランティア養成コースの新設など市民農業大学の再構築									
ボランティア養成コースの新設(再編強化)	ボランティアの方向性や養成コースの検討(H18~19:見直し作業)	H20:市民農業大学のリニューアルスタート	毎年30人養成	10年間で300人認定	○	○		○	◎
農業体験コース(従来コース)の見直し・推進		ボランティア養成コースとの差別化の検討(期間、料金等)	毎年30人募集	農大卒業生累計 850人	○	○		○	◎
(関連施策の展開)									
(展開1)	研修圃場の確保のために農大分校(個人農家)の検討		農大の実習面において分校制を導入	研修圃場の充実	○	○			◎
	ボランティア(無償)による農業支援		援農ボランティアの登録・派遣	安定的に200人の援農ボランティアを確保	○	○		○	◎
(展開2)	仮称「農園協力スタッフ制度」による人材派遣、支援・協力・補助 ※体験農園、学童農園等における支援体制の確立など		農園協力スタッフ制度の創設	仮称「農園協力スタッフ制度」による農業支援の充実					◎

○役割分担
◎主体的役割

3-3 計画の実現に向けて

①計画の推進体制

本計画は、農業者、国分寺市及び市内関係機関においては農業振興を図るための総合的な指針として活用していくものであり、また、市民・消費者、東京都・国に対しては、本計画が示す目標の達成や施策の推進に向けて積極的な参加と協力を働きかけていくものである。

本計画は国分寺市（経済課）がその進行管理にあたり、農業者（生産団体）、J A、農業委員会、商工会など関係主体との連携・協力を図りながら、計画に位置つけた各種施策の進捗状況や目標指標の達成状況に関する評価を行い、これら評価結果に応じて適宜計画の見直しを図るものとする。

また、本計画の基本構想（第2章）において示した国分寺農業をリードする効率的かつ安定的な農業経営を営む農家を着実かつ継続的に確保していくため、国分寺市において、基本構想に照らして農業経営改善計画の認定を行う認定審査会の設置とともに、認定農業者へのフォローアップ体制を検討する。

②計画推進における関係主体の役割

本計画の推進にあたっては、農業振興の中心的役割を担う農業者はもとより、J A、商工会、市民、国分寺市など各種関係機関の参画と協力が不可欠である。次頁に各関係主体が計画実現のために担う主な役割を設定し、相互の理解と協力により各種施策の取組を推進していくものとする。

③都市農業振興に向けた国、東京都との連携

都市地域に即した農地制度の改善、農地に係る税制の改正など都市農業の振興に向けて自治体の枠を越えて取り組むべき政策課題に対しては、国や東京都とも緊密な連携を図りつつこれに取り組む。

■計画推進における関係主体の役割

【農業者（生産団体）】

- ・ 消費者ニーズを踏まえた新鮮で良質な野菜やブランド農畜産物の安定供給
- ・ 直売経営、市場出荷、契約栽培など販路の多角化に対応した戦略的経営の構築
- ・ 環境・安全に配慮した農業経営、食育など関心の高まりに対応した生産・販売活動
- ・ 持続的・安定的な農業経営に向けた経営改善、後継者等担い手の育成
- ・ 営農継続による農地の維持・継承、経営拡大農家等による農地の利用集積

【JA東京むさし】

- ・ 農業経営者に対する農業技術の指導及び農業経営改善の支援
- ・ 各種生産団体等の組織活動や若手後継者等の経営者育成に関する援助
- ・ 地場農畜産物の地域ブランド化や販路開拓、新たな市場創出に関する支援・協力
- ・ 地場農畜産物を活用した加工品開発

【国分寺商工会】

- ・ 地場農畜産物を活用した加工品開発や飲食業への流通など地域自給率向上への協力
- ・ 地場農畜産物の市内流通促進の方策に関する助言、販売やPRの場の提供に関する協力
- ・ 農業者（生産団体等）との協力による生産・加工・流通・消費にわたる協力体制の構築

【市民（消費者）】

- ・ 食農理解を通じた地域農業への関心、地場農畜産物の積極的な購入・消費の推進
- ・ 農業学習・農業体験など農とのふれあいを通じた農業理解の推進
- ・ 援農ボランティアとしての参加・支援、農業者との連携による都市農地の保全及び有効活用

【国分寺市】

- ・ 農業経営及び農地の維持・継承に必要な施策及び支援制度の推進
- ・ 市民が地域農業、地域農畜産物に関心を持つための情報提供や啓発活動の推進
- ・ 農業者と市民、その他関係者の相互理解と協力・協働に関する連携と調整
- ・ 都市農業振興に向けた国・都等との連携、必要な制度・施策の立案・推進
- ・ 農業振興施策に関する進行状況及び成果の積極的な情報開示

【その他の関係機関】

- ・ 国分寺農業の振興と具体的な施策推進に関する助言・支援・協力
- ・ 農業委員会については、農業振興施策の進行管理のほか、認定農業者施策をはじめとする農業経営基盤強化促進法に基づく各種施策の推進

(資料編)

資料一 1 国分寺市農業振興計画策定委員会について

■策定委員会設置要綱

国分寺市農業振興計画（ビジョン）策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市農業振興計画（平成7年3月策定）の見直し作業を行うため、国分寺市農業振興計画（ビジョン）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、国分寺市農業振興計画（ビジョン）の見直し案を策定し、市長に報告する。

(組織等)

第3条 策定委員会は、次に掲げる13人以内の者をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 3人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 国分寺市農業委員会の代表者 2人以内
- (4) 国分寺市農業団体の代表者 2人以内
- (5) 東京むさし農業協同組合金分寺支店の代表者 1人以内
- (6) 国分寺市商工会の代表者 2人以内
- (7) 国分寺市消費者団体の代表者 1人以内

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって満了する。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は、無償とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民生活部経済課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

■国分寺市農業振興計画策定委員名簿

委員区分	氏名	所属・職名等
(1号委員)公募により選出された市民 3人以内	浅原 和美 山司 三枝子	* 応募者2名
(2号委員)識見を有する者 2人以内	淵野 雄二郎(委員長) 原 修吉	東京農工大学大学院共生科学技術研究部 教授 東京都農業会議事務局長
(3号委員)国分寺市農業委員会の代表者 2人以内	榎戸 岩男(副委員長) 中村 光利	国分寺市農業委員会会長 国分寺市農業委員会委員
(4号委員)国分寺市農業団体の代表者 2人以内	田中 豊 濱仲 勝男	JA東京むさし国分寺地区支部長会会長・国分寺市植木組合長 国分寺市野菜生産組合長
(5号委員)東京むさし農業協同組合国分寺支店の代表者 1人以内	柴宮 貞夫	JA東京むさし国分寺地区統括支店長
(6号委員)国分寺市商工会の代表者 2人以内	武内 公夫 廣瀬 可世子	国分寺市商工会理事 国分寺市商工会理事
(7号委員)国分寺市消費者団体の代表者 1人以内	川原 くに子	国分寺市消費者団体連絡会

資料－２ 計画策定までの経過

■計画策定までの経過（平成16年度）

開催日	会議開催、調査実施等の名称	主な議題、内容等
平成16年9月8日(水)～ 9月16日(木)	小学生・保護者アンケート	・市内小学校10校の5年生とその保護者822組を対象とした意識調査の実施
平成16年9月21日(火)～ 10月19日(火)	農業者アンケート	・市内農業者300戸を対象とした意識調査
平成16年9月21日(火)～ 10月1日(金)	市民アンケート	・市内在住の市民500名を対象とした意識調査
平成16年9月21日(火)～ 10月1日(金)	市民農園利用者アンケート	・市民農園利用経験者(現在の利用者含む)250名を対象とした意識調査の実施
平成16年9月21日(火)～ 10月1日(金)	市民農業大学受講生アンケート	・市民農業大学受講生55名を対象とした意識調査の実施
平成16年9月21日(火)～ 10月1日(金)	市民農業大学卒業生及び援農ボランティアアンケート	・市民農業大学卒業生及び援農ボランティア227名を対象とした意識調査の実施
平成16年10月12日(火)	消費者団体へのヒアリング (対象団体:グループあおぞら、コープとうきょう、東京マイコープ、生活クラブ生協)	・地場農産物の活用状況や流通形態、農産物の付加価値化、市民の連携等について聴取
平成16年10月13日(水)	学校栄養士へのヒアリング	・地場野菜の活用など学校給食における取組、学童農園の実施等について聴取
平成16年10月18日(月)	畜産研究会へのヒアリング	・団体活動の概況や実施施策の状況、農業振興の課題等について聴取
平成16年10月18日(月)	植木組合へのヒアリング	・団体活動の概況や実施施策の状況、農業振興の課題等について聴取
平成16年10月18日(月)	野菜生産組合へのヒアリング	・団体活動の概況や実施施策の状況、農業振興の課題等について聴取
平成16年10月25日(月) 27日(水)	国分寺まつり来訪者ヒアリング	・直売所利用者に利用状況や国分寺農業に対する評価を聴取(35名)
平成16年10月29日(金) 11月4日(木) 11日(木) 16日(火) 12月10日(金)	スーパー・量販店へのヒアリング	・地場産品の取扱い状況や消費者の評価、契約農家や生産団体との関係や今後の展開等について聴取
平成16年11月7日(土)	国分寺まつり来訪者ヒアリング	・国分寺まつり来訪者に国分寺農業に対する意識を聴取(33名)
平成16年11月17日(水)	鉢物研究会へのヒアリング	・団体活動の概況や実施施策の状況、農業振興の課題等について聴取
平成16年11月24日(水)	果樹組合へのヒアリング	・団体活動の概況や実施施策の状況、農業振興の課題等について聴取
平成16年11月24日(水)	食品加工業者へのヒアリング	・市内加工業者1社を対象に市内農産物の取り扱い状況等について聴取
平成16年12月13日(月)	JA東京むさし国分寺支店へのヒアリング	・今後の出荷・販売戦略、農業経営上の課題等について聴取
平成16年12月13日(月)	商工会へのヒアリング	・農業と商業の連携や農産物を活用した加工品開発等の取組状況等について聴取

■計画策定までの経過（平成17年度）

開催日	会議開催、調査実施等の名称	主な議題、内容等
平成17年7月6日(水)	第1回策定委員会	・委嘱状交付、委員長・副委員長選出 ・検討課題と策定委員会の進め方について
平成17年7月27日(水)	第2回策定委員会	・国分寺農業の現状について ・各施策評価について
平成17年8月25日(木)	第3回策定委員会	・国分寺農業の現状について ・各施策評価について
平成17年9月20日(火)	第4回策定委員会	・施策評価に関する報告(①生産緑地保全に係わる課題 ②都市農業経営を巡る課題) ・各施策評価について
平成17年10月6日(木)	第1回農業振興計画策定に関するヒアリング (対象団体:畜産研究会、植木組合、野菜生産組合、鉢物研究会、果樹組合、JA青壮年部、JA女性部)	・団体別の経営概況と施策実施状況について ・各団体からの提言
平成17年10月20日(木)	第5回策定委員会	・施策点検シートについて ・農業生産団体ヒアリングの報告 ・施策体系見直し(案)について
平成17年10月24日(月) 25日(火) 27日(木) 28日(金)	地区別懇談会(農業委員会主催)	・農業振興計画策定の経過に関する報告 ・農業生産団体ヒアリングの結果に基づく意見交換
平成17年11月6日(日)	農業祭	・国分寺農業に関するPR
平成17年11月18日(金)	第6回策定委員会	・農業生産団体ヒアリング・地区別懇談会の報告 ・重点施策について ・施策体系見直し(案)について
平成17年12月5日(月)	第2回農業振興計画策定に関するヒアリング (対象団体:畜産研究会、植木組合、野菜生産組合、鉢物研究会、果樹組合、JA青壮年部、JA女性部)	・農業振興計画策定の経過に関する報告 ・今後の重点施策…認定農業者施策について
平成17年12月20日(火)	第7回策定委員会	・重点施策について ・農業振興計画の構成(案)について
平成18年1月16日(月)	第1回「認定農業者」検討会	・農業振興計画の検討経過について ・経営モデルについて
平成18年1月20日(金)	第8回策定委員会	・農業振興計画の検討について…国分寺市農業基本構想、農業振興の基本計画、農業施策の実施計画
平成18年2月1日(水)	第2回「認定農業者」検討会	・経営モデルについて ・目標像、将来指標
平成18年2月13日(月)	第3回「認定農業者」検討会	・経営モデルについて ・目標像、将来指標
平成18年2月20日(月)	第9回策定委員会	・国分寺市農業振興計画(素案)について…報告事項と検討事項
平成18年2月22日(水) ～3月13日(月)	パブリックコメントの実施	
平成18年2月28日(火)	農業委員会への報告会	・農業振興計画(案)に関する報告、意見交換
平成18年3月7日(火)	JA東京むさし国分寺地区への報告会	・農業振興計画(案)に関する報告、意見交換

第二次 国分寺市農業振興計画

発行日 平成18年3月

発行 国分寺市

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1丁目6番地1

電話042-325-0111（代表）

国分寺市市民生活部経済課
